

PPP/PFI推進アクションプラン(令和7年改定版)に 掲げる具体的取組の進捗状況

令和8年3月11日



内閣府 民間資金等活用事業推進室

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和8年3月末時点での取組状況(予定含む)
	2. PPP/PFIの推進施策			
	(1)多様なPPP/PFIの展開			
	【具体的取組】			
	i)ウォーターPPPの推進			
1	<p>①人口減少、水道・下水道・工業用水道の膨大な施設の老朽化、職員の不足など、現下の社会課題の解決に向け、公共施設等運営事業及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式*(両者を総称して「ウォーターPPP*」という。)の推進により官民一体でサービス維持・向上する必要がある。(令和5年度開始、令和6年度強化*)<農林水産省、経済産業省、国土交通省、内閣府></p> <p>*水道、下水道、工業用水道の各分野において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式をいう。 *国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。地方公共団体のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能である。なお、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。 *「令和〇年度開始」は当該施策が直近でアクションプランに記載された年度を示す。「令和〇年度強化」は当該施策が実質的に拡充・強化された年度を示す。以下同じ。</p>	農林水産省 経済産業省 国土交通省 内閣府	農林水産省	令和2年度予算から、農山漁村地域整備交付金等を活用し、農業・漁業集落排水事業を実施する際に、PPP/PFIの導入を検討することを要件化しており、その費用についても支援している。
2	<p>①人口減少、水道・下水道・工業用水道の膨大な施設の老朽化、職員の不足など、現下の社会課題の解決へに向け、公共施設等運営事業及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式*(両者を総称して「ウォーターPPP*」という。)の推進により官民一体でサービス維持・向上する必要がある。(令和5年度開始、令和6年度強化*)<農林水産省、経済産業省、国土交通省、内閣府></p> <p>*水道、下水道、工業用水道の各分野において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式をいう。 *国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。地方公共団体のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能である。なお、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。 *「令和〇年度開始」は当該施策が直近でアクションプランに記載された年度を示す。「令和〇年度強化」は当該施策が実質的に拡充・強化された年度を示す。以下同じ。</p>	農林水産省 経済産業省 国土交通省 内閣府	経済産業省	ウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFIについて、令和6年度末時点の実績である10件から1件増加し、令和7年度末時点では11件の具体化を達成する見込み。
3	<p>①人口減少、水道・下水道・工業用水道の膨大な施設の老朽化、職員の不足など、現下の社会課題の解決へに向け、公共施設等運営事業及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式*(両者を総称して「ウォーターPPP*」という。)の推進により官民一体でサービス維持・向上する必要がある。(令和5年度開始、令和6年度強化*)<農林水産省、経済産業省、国土交通省、内閣府></p> <p>*水道、下水道、工業用水道の各分野において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式をいう。 *国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する。地方公共団体のニーズに応じて、水道、工業用水道、下水道のバンドリングが可能である。なお、農業・漁業集落排水施設、浄化槽、農業水利施設を含めることも可能である。 *「令和〇年度開始」は当該施策が直近でアクションプランに記載された年度を示す。「令和〇年度強化」は当該施策が実質的に拡充・強化された年度を示す。以下同じ。</p>	農林水産省 経済産業省 国土交通省 内閣府	国土交通省	上下水道分野では、目標達成に向け、水道分野のウォーターPPPガイドラインの取りまとめ、下水道分野のウォーターPPPガイドライン改訂、地方公共団体や民間事業者向けの説明会の開催、個々の地方公共団体における導入検討の伴走支援等に取組んだ。第1回PPP/PFI投資促進タスクフォースにおいて「ウォーターPPP」から「水の官民連携」への名称変更について提案した。
4	<p>②ウォーターPPPを推進するため、首長へのトップセールス等の地方公共団体への働きかけ、国と地方公共団体の連携、各分野における支援施策の強化等を推進する。(平成29年度開始、令和6年度強化*)<農林水産省、経済産業省、国土交通省、内閣府></p>	農林水産省 経済産業省 国土交通省 内閣府	農林水産省	令和2年度予算から、農山漁村地域整備交付金等を活用し、農業・漁業集落排水事業を実施する際に、PPP/PFIの導入を検討することを要件化しており、その費用についても支援している。
5	<p>②ウォーターPPPを推進するため、首長へのトップセールス等の地方公共団体への働きかけ、国と地方公共団体の連携、各分野における支援施策の強化等を推進する。(平成29年度開始、令和6年度強化*)<農林水産省、経済産業省、国土交通省、内閣府></p>	農林水産省 経済産業省 国土交通省 内閣府	経済産業省	国土交通省と共催により4地域において官民連携推進会議を開催するとともに、経済産業省としても全国6ブロックで地域懇談会を開催し、ウォーターPPPの情報提供等の啓発活動を実施。

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和8年3月末時点での取組状況(予定含む)
6	②ウォーターPPPを推進するため、首長へのトップセールス等の地方公共団体への働きかけ、国と地方公共団体の連携、各分野における支援施策の強化等を推進する。(平成29年度開始、令和6年度強化) <農林水産省、経済産業省、国土交通省、内閣府>	農林水産省 経済産業省 国土交通省 内閣府	国土交通省	地方公共団体へのトップセールスを実施した。
7	③水分野の公共サービスの効率的・持続的提供のため、水道・下水道・工業用水道に加え、集落排水も含めた分野横断型・広域型のウォーターPPPの形成に取り組む地方公共団体を積極的に支援する。(令和6年度開始) <農林水産省、経済産業省、国土交通省、内閣府>	農林水産省 経済産業省 国土交通省 内閣府	農林水産省	令和2年度予算から、農山漁村地域整備交付金等を活用し、農業・漁業集落排水事業を実施する際に、PPP/PFIの導入を検討することを要件化しており、その費用についても支援している。
8	③水分野の公共サービスの効率的・持続的提供のため、水道・下水道・工業用水道に加え、集落排水も含めた分野横断型・広域型のウォーターPPPの形成に取り組む地方公共団体を積極的に支援する。(令和6年度開始) <農林水産省、経済産業省、国土交通省、内閣府>	農林水産省 経済産業省 国土交通省 内閣府	経済産業省	・先行的に取り組む事業者へのヒアリング等を通じた導入効果や課題の整理を行うとともに、地方公共団体へのウォーターPPP導入に向けた伴走支援を実施。
9	③水分野の公共サービスの効率的・持続的提供のため、水道・下水道・工業用水道に加え、集落排水も含めた分野横断型・広域型のウォーターPPPの形成に取り組む地方公共団体を積極的に支援する。(令和6年度開始) <農林水産省、経済産業省、国土交通省、内閣府>	農林水産省 経済産業省 国土交通省 内閣府	国土交通省	・ウォーターPPPの導入検討費用に関して、他分野、他地方公共団体との連携等を前提とした導入検討については、上限額を引き上げた国費による定額支援を引き続き行った。 ・令和7年度補正予算においては、質の高い案件(他分野、他地方公共団体との連携もしくはコンセッション事業)を検討している地方公共団体に対し重点的に支援を行った。 ・水道、下水道それぞれで開催していた会議体を統一し、「水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議」(官民連携推進会議)を計6回開催した。 ・水道分野のウォーターPPPガイドラインの取りまとめ、下水道分野のウォーターPPPガイドライン改訂にあたり、分野横断型・広域型のウォーターPPP導入検討に関する内容を記載予定。
ii) PPP/PFIによるカーボンニュートラルへの貢献				
10	①治水機能の強化と水力発電の促進を両立する「ハイブリッドダム」の主要な取組の一つである、既設ダムの発電施設の新増設について、令和5年度に実施した3つのダムでのケーススタディの状況等を踏まえ、国土交通省管理のダムで事業性を検討し、発電機の新増設について、令和6年12月より順次公募を開始し、令和7年度中に事業候補者を特定する予定である。(令和5年度開始) <国土交通省>	国土交通省	国土交通省	①治水機能の強化と水力発電の促進を両立する「ハイブリッドダム」の主要な取組の一つである、既設ダムの発電施設の新増設について、令和5年度に実施した3つのダムでのケーススタディの状況等を踏まえ、国土交通省管理のダムで事業性を検討し、発電機の新増設について、令和6年12月より公募を開始した3つのダム(湯西川ダム、尾原ダム、野村ダム)において事業候補者の特定を行った。今後、水力発電の運用開始に向けて、事業候補者と基本協定を締結する予定。
11	②電力事業者と連携した電力ダム及び多目的ダムの運用高度化等による水力発電の増強や、上下水道施設の再編等による省エネ化など、水系全体で水を活用したカーボンニュートラルの取組を官民連携で推進できるものも含め、順次、全国の河川にて検討する。(令和6年度開始) <国土交通省、経済産業省、農林水産省>	国土交通省 経済産業省 農林水産省	国土交通省	「流域総合水管理のあり方について(答申)」(R7.6)を踏まえ、各水系における流域総合水管理の取組状況の整理を進めているところ。
12	②電力事業者と連携した電力ダム及び多目的ダムの運用高度化等による水力発電の増強や、上下水道施設の再編等による省エネ化など、水系全体で水を活用したカーボンニュートラルの取組を官民連携で推進できるものも含め、順次、全国の河川にて検討する。(令和6年度開始) <国土交通省、経済産業省、農林水産省>	国土交通省 経済産業省 農林水産省	農林水産省	民間事業者が、地方公共団体や土地改良区と連携して、農業水利施設を活用した小水力発電に取り組んでいる事例等の情報を整理・発信する。また、民間事業者との連携促進方策を検討するためアンケート調査を実施し、課題を整理する。
13	③地方環境事務所など、国の地方支分部局と地域プラットフォームの連携や、公共施設への太陽光発電設備の導入補助に際し原則PPA事業*に限定すること、ESCO事業等を活用した省CO2設備の導入等により、民間事業者の創意工夫をいかした公共施設の脱炭素化など、地域主導の脱炭素の取組を促進する。(令和4年度開始、令和5年度強化) <環境省、内閣府> * 発電事業者が、需要家の敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、需要家が発電事業者に対して電力使用量に応じた電気料金を支払う仕組みをいう。PPAとは、Power Purchase Agreement(電力購入契約)の略。	環境省 内閣府	環境省	・PPP/PFI地域プラットフォーム関係者に対するPPP/PFIの優良事例となり得る地域脱炭素の取組の共有を実施。 ・公共施設への太陽光発電設備の導入補助に際し原則PPA事業に限定することを引き続き要件とし、地域主導の脱炭素の取組を促進。
14	④ グリーンインフラ官民連携プラットフォームにおける地方公共団体と先端的な技術を有する企業等とのマッチング支援、先導的なモデル地域の検討支援・事例の水平展開等を通じ、民間資金を活用したグリーンインフラの実装を推進する。(令和5年度開始) <国土交通省>	国土交通省	国土交通省	グリーンインフラの社会的な普及や会員同士の交流等を推進するため、令和8年1月にグリーンインフラ産業展2026を開催予定。また、グリーンインフラ官民連携プラットフォームによるオンラインセミナーを年度内に1回以上実施予定。その他取組についても継続的に実施していく。

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和8年3月末時点での取組状況(予定含む)
	iii)新たなPPP/PFI活用モデルの形成			
15	①スタートアップ等の有する新技術やサービスを機動的に導入し、長期にわたる運営期間での継続的な効率向上を図るため、PFI事業等で新技術やサービスを円滑に導入するスキームやインセンティブについて、事業の課題解決に資する新技術やサービスを有するスタートアップ等の情報を収集しつつ、事例を踏まえた課題等を整理し、横展開を図る。(令和5年度開始)	内閣府	内閣府	金融機関との意見交換を実施。現状では事例が無く、課題感としてはPFIの特徴の一つである長期契約とスタートアップ等の活動とはなかなかなじまないという示唆あり。
16	②産官学金等の多様な主体が参加・連携する「スモールコンセッションプラットフォーム」等を活用し、首長への働きかけや案件形成に向けた官民対話、ノウハウの習得のための研修や官民交流イベントに取り組むとともに、スモールコンセッションの実践のための手引きを策定する。また、プロジェクトの構想の策定等を担うサポートする専門家の派遣や先導的な事業の導入検討支援等を通じて、地方公共団体におけるスモールコンセッションの全国的な普及促進を図る。(令和6年度開始)〈国土交通省、内閣府〉	国土交通省 内閣府	国土交通省 内閣府	「スモールコンセッションプラットフォーム」等において、関係者への働きかけ・情報提供、官民対話を行うためのイベント(会員限定交流会、現地視察ツアー、シンポジウム、実践セミナー、スモールコンセッション形成推進事業成果報告会)を随時開催。スモールコンセッションの手引きについて、次期PPP/PFI推進アクションプランの改定時期までに策定を予定。スモールコンセッション形成推進事業を通じて、7の地方公共団体に専門家を派遣し、スモールコンセッションの基本構想の策定等のための支援を実施。
17	③都市公園法に基づく公募設置管理制度(Park-PFI)について、令和5年度から創設された官民連携による公園の整備・管理運営のための調査に対する支援を含め、地方公共団体の取組を調査から整備まで一貫して支援するとともに、令和4年度に策定・公表した事例集やノウハウ等を記したガイドラインを活用し、引き続き着実な導入促進を図る。(平成29年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	社会資本整備総合交付金の「官民連携型公園計画策定調査」や「都市公園等事業」により、地方公共団体の取組を調査から整備まで一貫して支援を実施。都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドラインについては令和7年5月30日に更新し周知。
18	④令和4年11月に成立した改正港湾法に基づき、港湾緑地等において民間事業者が収益施設の整備と当該施設から得られる収益を還元して緑地等のリニューアル等を実施する取組(みなと緑地PPP)の導入促進を図る。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	案件形成に向けた意見交換会を追加で1回実施予定。兵庫県等がみなと緑地PPPを活用した計画をR7年度内に認定・公表予定。
19	⑤河川敷地占用許可準則に基づく社会実験を活用した更なる規制緩和により、河川裏の河川敷地における新たな民間投資を創出し地域活性化と河川管理の効率化の両立を実現する取組(RIVASITE)の導入促進を図るとともに、より有用な制度改正に向けた検討を行う。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	RIVASITEの周知および個別案件への適用促進を継続するとともに、民間事業者がより河川敷地を利用しやすくなるための環境整備に取り組む。
20	⑥国立公園において、滞在体験の魅力向上に向けた検討を引き続き実施するとともに、選定された利用拠点において、民間提案を取り入れつつ具体的スキームの検討を行う。また、この利用拠点で得た知見をふまえ、令和13年までに全国の国立公園において、地域の理解と環境保全を前提に民間活用による魅力向上の取組を進める。(令和4年度開始、令和6年度強化)〈環境省〉	環境省	環境省	先端モデル事業の対象とする十和田八幡平国立公園、中部山岳国立公園、大山隠岐国立公園、やんばる国立公園において、集中的に取り組む利用拠点を選定するとともに、民間提案も取り入れつつ利用の高付加価値化に向けた基本構想を策定した。このうち十和田八幡平国立公園においては面的魅力向上に向けたマスタープランを策定しており、他3つの国立公園においても策定を進めている。また、令和13年までに全国の国立公園において、地域の理解と環境保全を前提に民間活用による魅力向上の取組を進めるため、先端モデル事業で得られた知見の整理等を行っている。
21	⑦国民公園の更なる魅力向上を図るため、民間活力をいかした整備等について引き続き実施するとともに、民間提案の行事・イベントの実証試験の実施等を通じて公園管理の課題等の整理・検討を行う。(令和5年度開始)〈環境省〉	環境省	環境省	公園管理の機能強化に向けた整備の一環として、北の丸公園の魅力向上及び来苑者の増加を目的に北桔橋門前入口の改善工事等を進めている。また、2026年度より乾門前に北の丸公園インフォメーションセンター(仮称)を新設するため、今までに実施した課題等の整理・検討内容を踏まえた上で、着実に施工されるよう関係機関と協議の上、進めて行く。
22	⑧積極的に指標連動方式*が採用されることを目指し、令和4年5月に策定・公表した「指標連動方式に関する基本的考え方」について、具体的な活用イメージを普及するための改定を進める。具体的には、他の類似する方式(業績連動方式、成果連動型民間委託契約方式等)との違いや、指標連動方式に近い仕組みを導入している事例の整理を行う。また、指標連動方式を採用した案件形成に向けた支援を引き続き実施しつつ、課題や活用の方向性を整理する。(令和4年度開始、令和7年度強化)〈内閣府〉 * 公共施設等の管理者等(PFI法第2条3項)が主に利用料金の生じない公共施設等に関して実施させるPFI契約等(包括的民間委託契約等を含む)のうち、公共施設等の機能や持続性、管理者等が求めるサービス水準に対応した指標を設定し、民間事業者に委託等した際に支払う額等の一部又は全部が、当該指標の達成状況に応じて決まる方式をいう。	内閣府	内閣府	令和7年6月に「指標連動方式に関する基本的考え方」の改定を行った。当該改定の概要について、各種講演での説明、自治体・民間事業者との意見交換を行った。
23	⑨地域の建設業者等や地方公共団体における技術者不足等の課題に対応しつつ、効率的かつ良好な公共サービスの提供を実現するため、広域・複数・多分野のインフラを群として捉えて、効率的・効果的にマネジメントする「地域インフラ群再生戦略マネジメント」について、モデル地域における検討から得た知見等を踏まえ、地方公共団体職員の参考となる手引を令和7年度に策定するための検討を進める。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	先行事例におけるノウハウ等を参考として、10月に手引を策定・公表した。全国展開に向けて手引を活用した普及方策の検討や既存事例が乏しいスキームの具体化に向けた検討を進める。
24	⑩地域のインフラを支える地方公共団体の管理機能の確保、遊休公的施設の利活用、カーボンニュートラルの推進等の地方公共団体が抱える政策課題の解決に向けて、民間提案に基づく新たな官民連携手法の構築への支援を実施する。(令和6年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	「戦略的なインフラマネジメントを担う自治体の体制の確保」、「スモールコンセッションの推進」、「グリーン社会の実現」の分野において、民間提案に基づく新しい官民連携手法の導入検討(10件)を実施。
25	⑪地方公共団体が遊休地を複数所有しているケースへの対応として、LABV*の活用が考えられる。国内では山口県山陽小野田市での事例を代表として、LABVを活用したまちづくり事業が進捗しており、その事例を基にLABVの活用に向け事業の各プロセスにおけるポイントや、官民の役割分担・リスク分担等の留意点を整理した解説書を作成する。LABVを活用した案件形成に向けた支援を引き続き実施する。(令和5年度開始、令和7年度強化)〈内閣府〉	内閣府	内閣府	令和7年6月に「事例から学ぶLABVの活用に向けた解説書」の作成・公表を行った。当該解説書の概要について、各種講演での説明、自治体・民間事業者との意見交換を行った。
26	⑫島嶼部に対する侵攻や大規模災害等への対応、訓練等の平時での活用する場合も含め、自衛隊が大量の人員、装備品等を輸送することが可能な手段を効果的かつ効率的に確保するため、民間事業者において船舶を所有、維持、管理及び運航する事業を導入済みであり、令和8年度開始の次期事業に向けて、公募等の準備を進める。(平成27年度開始、令和7年度強化)〈防衛省〉	防衛省	防衛省	令和8年度運航開始予定の次期事業について、船舶数を2隻から6隻に拡充し、年度末に契約締結予定。

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和8年3月末時点での取組状況(予定含む)
	iv) PPP/PFIの活用を推進する新たな分野の開拓			
27	①多死社会の到来を見据え、火葬需要が増加する一方で施設が老朽化する火葬場の整備・運営について、地方公共団体に対し、セミナー等を通じたPPP/PFIの先行事例の横展開を図るなど、積極的な支援を実施するとともに、火葬場の整備・運営についての事例集の周知を行う。(令和6年度開始) <厚生労働省、内閣府>	厚生労働省 内閣府	厚生労働省	厚生労働省にて、「火葬場の管理運営方法に関する事例集」を作成し、令和7年7月に地方公共団体に対して周知。地方公共団体に対し、令和7年9月、令和8年1月、火葬場における官民連携手法の活用に関するセミナーを厚生労働省・内閣府の共催にて実施(PPP/PFIの活用事例・支援制度等の紹介、先行自治体からPPP/PFI事業を進める上での留意点、民間事業者から事例紹介や案件形成のポイント・火葬場の整備・運営の実情等について)。
28	②令和6年4月から施行された漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき、官民連携による漁港施設や水面を活用した海業*の取組を促進するため、関係者への説明会の実施や、補助金により取組に係る調査等を支援する。(令和5年度開始) <農林水産省> *海業:海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業であって、国内外からの多様なニーズに応えることにより、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるものをいう。	農林水産省	農林水産省	漁港及び漁場の整備等に関する法律(令和6年4月施行)によって創設された「漁港施設等活用事業」について、その手続きに係る政省令、漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針の運用について、全国の漁港管理者に向けて説明会を開催するなどしてその周知に努めており、また海業振興支援事業等の補助金により、漁港施設等活用事業の活用に必要な費用についても支援している。
29	③農業水利施設の包括的民間委託について、国が直轄で管理している施設での導入拡大を図るとともに、地方公共団体や土地改良区が管理している施設での試行を行い(令和8年度まで予定)、今後の導入拡大に向けてメリットや課題等の整理・検討を行う。(令和4年度開始、令和5年度強化) <農林水産省>	農林水産省	農林水産省	・国が直轄で管理している施設において、現在3地区で導入しており、令和8年度から4地区に拡充予定。 ・地方公共団体等が管理している施設において、試行での導入のメリットや課題を整理中。
30	④現行衛星のPFI事業による運用状況を踏まえ、次期衛星についても運用がより効率的・安定的なものとなるよう、引き続きPFI等による運用を視野に事業内容の検討を行う。PFI等の導入に際しては、事業者による収益事業の提案を認める等により民間事業者のビジネス機会が創出できるよう検討を進める。(令和4年度開始、令和5年度強化) <内閣府、関係省庁>	内閣府 宇宙開発戦略 推進事務局 関係省庁	内閣府 宇宙開発戦略 推進事務局	現行PFI事業の運用状況を踏まえ、次期PFI等事業の運用がより効率的・安定的に、また民間事業者のビジネス機会が創出できるよう事業内容の検討を実施中。
31	⑤スタンド・オフ防衛能力*の実効性の確保をはじめ、宇宙領域を活用した常時継続的な目標情報の探知・追尾能力の獲得を目的として、PFI方式による衛星コンステレーション*の構築を進める。(令和7年度開始) <防衛省> *我が国に侵攻してくる艦艇や上陸部隊等に対して脅威圏の外から対処する能力をいう。 *一定の軌道上に多数の小型人工衛星を連携させて一体的に運用するシステムをいう。	防衛省	防衛省	衛星コンステレーションの整備・運営等事業について、年度末までに契約締結予定。
32	⑥公営駐車場について、需要動向やまちづくりの在り方等を踏まえ、PFIの導入やまちづくり会社による駐車場運営をはじめとした民間事業者との連携による駐車場経営の改善、計画的な維持管理等の総合的なマネジメントを地方公共団体において積極的に進められるよう、ガイドラインの充実や優良事例の横展開等を行う。(令和5年度開始) <国土交通省>	国土交通省	国土交通省	令和8年1月に開催した地方公共団体向け駐車場政策担当者会議において、公営駐車場のPFI導入等事例を含むガイドラインの周知を実施した。
33	⑦フェーズフリーの視点を取り入れ防災に配慮した公共施設等の整備に当たっては、官民連携による創意工夫を活用していけるよう、先行事業等に関する事例集の作成や、防災目的で地方公共団体が所有するキッチンカーに関する日常時と非常時の活用可能性について研究を進める。(令和7年度開始) <内閣府>	内閣府	内閣府	フェーズフリーの視点を取り入れ防災に配慮した公共施設等の先行事例を掲載した事例集を作成中。掲載候補となる事例をピックアップし、ヒアリング・資料作成中。
34	⑧機構は、官民連携支援センターを活用することにより、本アクションプランの3.(2)に掲げる重点分野における事業件数10年ターゲットの進捗の加速化等に向け、案件発掘段階から事業実施段階までの様々な局面において、地方公共団体や民間事業者等に対する各種サポートを行うなど、コンサルティング機能を複数年かけて具体的かつ継続的に実施する。具体的には、対応人員を増員する等の体制を強化を行いつつ、国の支援制度を活用した地方公共団体等へのフォローアップや地方公共団体等との協定による連携強化、VFM*の作成支援等を行う。また、民間事業者と地方公共団体や関係省庁との仲介機能を担うことで、実務上の個別課題の解決に向けた調整を引き続き実施する。(平成28年度開始、令和7年度強化) <内閣府> * Value For Moneyの略。同一の公共サービス水準を前提に、公共施設等の管理者等が実施する場合における費用及び収入と、民間事業者が実施する場合における費用及び収入を比較した結果の差額のことをいう。この額がプラスの場合には、PPP/PFI事業の実施が適切であるとされる。	内閣府	内閣府	官民連携支援センターの体制を2名から7名へと増員し、コンサルティング機能の強化を図った。具体的な支援活動としては、内閣府の専門家派遣制度との連携や地域金融機関との協働、地域プラットフォームへの運用支援等を通じて、前年度からの継続支援先を含む約90地方公共団体(約80件の事業)に対し、意見交換を実施するとともに、VFMの作成支援等を含む案件形成支援を行った。こうした継続的な支援を通じて個別課題の調整を図ることで、事業件数10年ターゲットの進捗に寄与している。 また、地方公共団体等との連携を強化するため、旭川市、伊勢崎市および地域金融機関3行(足利銀行、埼玉りそな銀行、岩手銀行)と新たに連携協定を締結した。

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和8年3月末時点での取組状況(予定含む)
	v) 公的不動産等における官民連携の推進			
35	①地域プラットフォームや民間事業者、大学等と連携し、行政財産の目的外使用許可や、未利用国有地の暫定活用を含めた情報発信を強化し、更なる国有財産の有効活用に取り組む。特に行政財産の目的外使用許可に関しては、関係省庁と連携し、全国の庁舎等の有効活用に向けた取組を推進する。また、国家公務員宿舎の新規建設を着実に進め、PFI活用を推進する。(令和4年度開始) <財務省、内閣府、関係省庁>	財務省 内閣府 関係省庁	財務省	<p>【行政財産の目的外使用許可】 民間事業者等への情報発信を行うべく、行政財産の空きスペース情報を取りまとめた資料を、各財務局等のホームページで公表していることに加え、更なる情報発信の強化策として財務省ホームページにおける特設ページの新設及びリーフレットの公表を行っている。また、PPP/PFI地域プラットフォームなどの枠組みのもと、地方公共団体や民間事業者に対して制度の説明や空きスペースの紹介を行っており、有効活用に向けた取組を強化している。 また、関係省庁に対し取組紹介や、連携強化のため担当者間にて意見交換会を実施することで、全国の庁舎等の有効活用に向けて、調整を進めている。 加えて、各局の取り組み状況について、現状や課題のヒアリングを行った上で、情報提供や検討の方向性を定めるなど、各財務局に対し個別で打ち合わせを複数回実施した。</p> <p>【未利用国有地の暫定活用】 民間不動産情報サイトでの国有財産の活用に係る情報掲載、国土交通省の公的不動産ポータルサイトでの国有財産情報公開システムのリンク掲載や地方整備局が主催する「土地政策推進連携協議会」に参画し、地域の課題やニーズの情報収集をするとともに、同協議会の構成員や関係市区町村等に対し国有財産の売却情報や一時貸付け等の暫定活用に関する情報提供を実施するなど情報発信を強化している。</p> <p>【国家公務員宿舎の新規建設】 4件の新規建設事業をPFI方式で発注したところ、3件が不調、1件が不調となった。 民間事業者ヒアリングを行い、今後の対応について検討していく。</p>
36	②国有財産の有効活用に関し制度面、運用面での改善要望について、民間事業者等から積極的に受け付け、改善策を検討し、必要に応じ規制緩和等の措置を行う。(令和4年度開始) <内閣府、財務省、関係省庁>	内閣府 財務省 関係省庁	内閣府	<p>昨今の物価高騰や金利上昇により事業環境が変化するなか、民間事業者の参入意欲を維持・喚起する上で、PFI法第71条に基づく国有財産の無償貸付等の特例措置は、事業の採算性向上やリスク軽減を図る手段として、その重要性が高まっている。 このため、行政・事業者の制度理解と活用を促すべく、契約ガイドラインにおいて、制度創設以降の適用実績に加え、事業の検討・立案時に目安となる国有財産法等に基づく無償・減額貸付の対象施設を明記する。</p>
37	②国有財産の有効活用に関し制度面、運用面での改善要望について、民間事業者等から積極的に受け付け、改善策を検討し、必要に応じ規制緩和等の措置を行う。(令和4年度開始) <内閣府、財務省、関係省庁>	内閣府 財務省 関係省庁	財務省	<p>国有財産の有効活用を図るとともに、民間事業者の資金、経営ノウハウ等を活用した事業運営を促進する観点から、民間事業者への貸付けを認める規制緩和の措置に係る法令協議に応じ、当該法案が令和7年6月に可決・公布された。</p>
38	③ゆとりとにぎわいのある「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの空間形成に向け、官民が連携して行う既存ストックの一体的・効果的活用(公共空間の利活用、民間事業者によるオープンスペースの提供等)を推進するとともに、有識者懇談会の議論等を踏まえ既存制度の改善等について検討をする。(令和4年度開始) <国土交通省>	国土交通省	国土交通省	<p>把握した事例・実績等や「官民所有のパブリックスペースの利活用・管理ワーキンググループ」(令和8年2月とりまとめ公表予定)での検討状況について、各制度の運用方法も含めた普及啓発のための行政職員向けの説明会や、現場における最新事例・活用されている制度・課題等の把握・情報共有を目的とした民間事業者向けの全国会議において情報提供を行う。</p>
39	④若年人口の減少に伴い、学校の統廃合が進むなど、今後小中学校施設等の遊休化が急速に拡大する中、文教施設等の集約・複合化に関するPPP/PFI事業の案件形成を進めるための支援を行うとともに、文教施設分野における複合化を含めた多様なPPP/PFIの事例集や廃校活用事例集を周知し、横展開を行う。(平成29年度開始) <文部科学省>	文部科学省	文部科学省	<p>引き続き、地方公共団体等に対する専門家による伴走支援を通じて、文教施設等の集約・複合化を含むPPP/PFI事業の案件形成を進める支援を実施。他の地方公共団体等において検討に資するような先導性を有する成果を取りまとめ、横展開を図る。 説明会等を通じて、廃校活用事例集や、文教施設分野における複合化を含めた多様なPPP/PFI等を活用した事例集を周知。</p>
40	⑤学校施設の地域の中核拠点化に向けて、複合施設化に関する優良事例を収集し横展開を図るとともに、未利用時間の利活用等、学校施設における官民連携の活用に関する課題の検証や事例の周知を図る。(令和4年度開始) <文部科学省、経済産業省>	文部科学省 経済産業省	文部科学省	<p>(学校施設の複合化) 引き続き、説明会等を通じて、文教施設分野における複合化を含めた多様なPPP/PFI等を活用した事例集を周知。</p>
41	⑤学校施設の地域の中核拠点化に向けて、複合施設化に関する優良事例を収集し横展開を図るとともに、未利用時間の利活用等、学校施設における官民連携の活用に関する課題の検証や事例の周知を図る。(令和4年度開始) <文部科学省、経済産業省>	文部科学省 経済産業省	経済産業省	<p>(学校施設の未利用時間の活用) 学校施設の有効活用に関する課題の検証や事例の周知等を図る。</p>
42	⑥国・地方公共団体等が公共サービスの提供に当たって自ら資産を保有するという従来の手法以外の柔軟な手法(公共施設の非保有手法)について、活用が有効と思われる条件や活用する際の留意事項等及び参考となる事例を取りまとめた基本的考え方を周知し、公共施設の非保有手法の活用促進を図る。(令和3年度開始) <内閣府>	内閣府	内閣府	<p>内閣府 民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI推進室)のホームページに「公共施設の非保有手法に関する基本的な考え方」を掲載している。また、ワンストップ窓口において非保有手法に関する問い合わせがあった際に案内する等により周知している。</p>
43	⑦地方公共団体における公共施設等総合管理計画*等の策定・改訂や固定資産台帳等の更新・公表を引き続き進めることにより、公的不動産の活用への民間事業者の参画を促す環境の整備を進める。(平成26年度開始) <総務省> また、総合管理計画の策定・改訂に当たってPPP/PFIの積極的な活用を検討するよう、地方公共団体に対し要請していることを踏まえ、引き続きPPP/PFIに関する記載状況を把握の上、公表を行う。(令和4年度強化) <総務省、内閣府>	総務省 内閣府	総務省	<p>公共施設等総合管理計画の見直しについては、公共施設マネジメントに知見を有するアドバイザーの派遣を実施。 固定資産台帳等の更新・公表については、都道府県及び市町村における財務書類等の作成及び活用のために必要な知見を有するアドバイザーの派遣を実施。 また、各地方公共団体の公共施設等総合管理計画及び固定資産台帳のリンク集、公共施設等総合管理計画に関する調査結果(PPP/PFIに関する記載状況を含む)、固定資産台帳を活用した未利用財産の民間への売却事例を総務省HPで公表。</p>
	*「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)IVの行動計画をいう。			

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和8年3月末時点での取組状況(予定含む)
44	⑧地方公共団体や民間事業者等を対象として、不動産特定共同事業等を活用して資金調達を行ったPREなど、遊休不動産の活用事例を紹介するセミナーを業界団体等と連携して継続的に開催するとともに、地方公共団体と民間事業者のマッチングを促進するPREポータルサイトを運営することで、公的不動産の利活用を促進する。(平成30年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	引き続き不動産証券化手法を用いたPRE等遊休不動産の活用事例を紹介するセミナーを実施予定。(12月・1月)
45	⑨道路上部空間の利用等により、都市再生と一体的な高速道路の大規模改修を推進するため、首都高速道路築地川区間をモデルケースとし、PPPの活用について検討を引き続き推進する。(平成28年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	中央区、首都高速道路株式会社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構で協定を締結し、築地川区間の更新と覆蓋化に向けた取組を推進。こうした地元のまちづくりの動向も踏まえつつ、関係機関と連携し、首都高速道路の大規模更新事業と都市再生との連携の具体化に向けて、引き続き、検討を実施。
vi) 広域化・集約化等に向けた支援等				
46	①民間事業者の経営手法や創意工夫をいかにすることができる事業規模を確保するべく、分野横断型PPP/PFI、広域型のPPP/PFI等を促進するため、先行事例でのポイントを整理した「分野横断型・広域型PPP/PFI事業導入の手引」を説明会や地域プラットフォーム等で周知し、横展開を図る。(令和4年度開始)〈内閣府、関係省庁〉	内閣府 関係省庁	内閣府	「分野横断型・広域型PPP/PFI事業導入の手引」を各種説明会や地域プラットフォーム等での講演会で周知した。
47	②「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(以下「指針」という)の改定に当たっては、急速に人口減少が進む中、一層の歳出の効率化、不足する地方公共団体職員の補完を図るため、PPP/PFI事業において民間事業者の参入を促進するには一定の事業規模を確保することが望ましいことから、優先的検討の開始時期において分野横断型PPP/PFI及び広域型PPP/PFIの検討を促進することを盛り込み、その趣旨に沿って優先的検討が行われるよう地方公共団体に周知するとともに、支援を強化する。(令和7年度開始)〈内閣府〉	内閣府	内閣府	令和7年6月に優先的検討指針を改定し、分野横断型PPP/PFI及び広域型PPP/PFIに関する記載を追加するとともに、総務省と連名で地方公共団体に対して規程の策定及び運用に関する要請を行った。
48	③ウォーターPPPをはじめ、分野横断型・広域型PPP/PFIの普及・推進による案件数の増加に伴い、多数のSPC(特別目的会社)が設置され、民間事業者のマンパワー等が不足するのではないかと指摘がある。このため、既設SPCの活用について、地方公共団体、民間事業者、金融機関ごとの課題等を整理し、案件形成を進めるための支援を行う。(令和7年度開始)〈内閣府〉	内閣府	内閣府	既存SPCによる新たなPPP/PFI事業の受託の仕方についての論点整理、具体的な案件形成を促進するための支援に関連し、地方自治体・地域民間企業・地域金融機関との意見交換を実施。具体的なニーズのあった地方自治体に対して、案件形成のモデル事業候補として伴走支援を実施。来年度「分野横断型・広域型PPP/PFI事業導入の手引」に、事例等を踏まえた課題への対応などの加筆を検討する。
49	④上下水道においては、令和6年度予算で創設した「上下水道一体効率化・基盤強化のための補助制度」を活用しつつ、上下水道一体でのPPP/PFIを推進する。集落排水については、令和6年4月に策定した「広域化・共同化計画実施マニュアル」等に基づき、下水道等との広域化・共同化によるスケールメリットの確保を図りつつ、ウォーターPPPの導入を促進する。(令和6年度開始)〈国土交通省、農林水産省〉	農林水産省 国土交通省	農林水産省	令和6年4月に策定した「広域化・共同化計画実施マニュアル」等に基づき、下水道等との広域化・共同化によるスケールメリットの確保を図りつつ、ウォーターPPPの導入を促進する。
50	④上下水道においては、令和6年度予算で創設した「上下水道一体効率化・基盤強化のための補助制度」を活用しつつ、上下水道一体でのPPP/PFIを推進する。集落排水については、令和6年4月に策定した「広域化・共同化計画実施マニュアル」等に基づき、下水道等との広域化・共同化によるスケールメリットの確保を図りつつ、ウォーターPPPの導入を促進する。(令和6年度開始)〈国土交通省、農林水産省〉	農林水産省 国土交通省	国土交通省	「上下水道一体効率化・基盤強化のための補助制度」により、地方公共団体のウォーターPPP等の導入検討を令和6年度の制度創設時からこれまでに累計259件支援した。
51	⑤市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等(広域化)の推進のため、総務省と国土交通省が連携し、地方公共団体が行う水道広域化推進プラン等に基づく広域化の取組への支援等を引き続き行う。(令和元年度開始)〈国土交通省、総務省〉下水道事業については、広域化・共同化の先進的な事例を横展開することにより、「広域化・共同化計画」の実施を着実に進め、PPP/PFI活用の促進につなげる。(平成30年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	総務省 国土交通省	総務省	〈水道事業〉 総務省及び国土交通省で連携し、都道府県が策定した水道広域化推進プラン等に基づく取組を支援するため、水道事業者や水道行政担当課向けの説明会等を実施し、広域化に係る財政措置や先進事例を紹介する等の支援を行った。また、事業運営の一体化の推進を図るため、令和8年度予算政府案において個別補助制度の創設を盛り込んでいる。
52	⑤市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等(広域化)の推進のため、総務省と国土交通省が連携し、地方公共団体が行う水道広域化推進プラン等に基づく広域化の取組への支援等を引き続き行う。(令和元年度開始)〈国土交通省、総務省〉下水道事業については、広域化・共同化の先進的な事例を横展開することにより、「広域化・共同化計画」の実施を着実に進め、PPP/PFI活用の促進につなげる。(平成30年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	総務省 国土交通省	国土交通省	〈水道事業〉 総務省及び国土交通省で連携し、都道府県が策定した水道広域化推進プラン等に基づく取組を支援するため、水道事業者や水道行政担当課向けの説明会等を実施し、広域化に係る財政措置や先進事例を紹介する等の支援を行った。また、事業運営の一体化の推進を図るため、令和8年度予算政府案において個別補助制度の創設を盛り込んでいる。 〈下水道事業〉広域化・共同化の事例を横展開するため、地方公共団体向けの説明会等を実施し、モデル都市における課題整理、スキーム検討、効果分析を紹介する等の支援を実施した。また、事業運営の一体化の推進を図るため、令和8年度予算政府案において個別補助制度の創設を盛り込んでいる。
53	⑥下水道事業について、公営企業会計の適用を要件化しており、この取組を着実に進め、PPP/PFI活用の促進につなげる。(平成30年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	公営企業会計の適用を要件化しており、この取組を着実に進めた。
54	⑦施設の広域化・集約化やPFIなど民間活用等について検討することを要件化した一般廃棄物処理施設整備事業について、引き続き適切に運用を進めていくとともに、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足等が懸念されていることについて、他のインフラとの連携に加え、都道府県と市町村の連携等により、効率的な事業となるよう努める。また、公共浄化槽等整備推進事業について、①PFI等の民間活用、②大型浄化槽による共同化、③公営企業会計の適用について検討することを要件化しており、「公共浄化槽整備・運営マニュアル」(令和5年3月改訂)に基づき更なるPFI等の促進を図る。(令和元年度開始)〈環境省〉	環境省	環境省	施設の広域化・集約化やPFIなど民間活用等について検討することを要件化した一般廃棄物処理施設整備事業について、引き続き適切に運用を実施するとともに、更なる取組としての産業廃棄物処理事業者を活用した官民連携に対する財政支援等について検討を進める。 PFI等の民間活用、大型浄化槽による共同化、公営企業会計の適用について検討することを要件化した公共浄化槽等整備推進事業について、令和5年3月改訂「公共浄化槽等整備・運営マニュアル」による検討支援を行うとともに、引き続き適切に運用を進める。
55	⑧水道・下水道事業の広域化等及び更なる民間活用の促進に係る留意点等について、地方公共団体への周知を図る。(平成29年度開始)〈総務省〉	総務省	総務省	令和8年1月26日に開催した「全国都道府県・指定都市公営企業管理者会議」において周知した。

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和8年3月末時点での取組状況(予定含む)
	(2) 地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援			
56	PPP/PFIが自律的に展開する基盤の形成に向けて、優先的検討規程の策定・運用の支援とともに、優良事例の表彰など機運醸成に資する取組を促進する。	内閣府	内閣府	内閣府の支援事業を活用して、5つの地方公共団体の優先的検討規程の策定・運用の支援を行った。また、PPP/PFIの活用拡大を図るため、令和6年度に表彰した10件のPPP/PFI優良事例を各種講演・セミナー等で周知・展開するとともに、今後の表彰の実施に向けた検討を行った。
57	あわせて、PPP/PFI地域プラットフォーム協定制度*による企画・構想段階の支援や導入可能性調査の支援、地方公共団体の初期財政負担の軽減のほか、多様な検討段階に応じた伴走型の支援を行い、案件形成を促進する。 * 地方公共団体をはじめ地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、内閣府及び国土交通省が地域プラットフォームの代表者と協定を結び、当該地域プラットフォームの活動を支援する制度をいう。内閣府及び国土交通省と協定を締結している地域プラットフォームを以下「協定プラットフォーム」という。	内閣府	内閣府	PPP/PFI地域プラットフォーム協定制度を活用して、具体の案件形成などの取組について支援を行った。令和7年度当初及び補正予算による調査費補助事業の予算を確保。多様な検討段階に応じた伴走型の支援として、地域プラットフォーム形成・運営支援、優先的検討規程運用支援、高度専門家による課題検討支援を行った。
58	加えて、民間事業者のイニシアティブを活用した案件形成を促進するため、構想段階からの継続的かつ安定的な官民対話を促進するなど、民間事業者による提案が積極的に活用されるよう実効性の高い環境整備を行う。	内閣府	内閣府	PPP/PFI地域プラットフォーム協定制度を活用して、官民対話等の具体の案件形成に向けた取組について支援を行った。
59	さらに、地域プラットフォーム(地方ブロックプラットフォーム*及び協定プラットフォームを含む。)の形成促進と継続的な活動の支援を行う。具体的には、地域プラットフォームの効果的な運用を促進するために、「PPP/PFI地域プラットフォーム設置・運用マニュアル」の内容を充実するして改定を行い、地域プラットフォームの工夫事例等の周知を図る。また、令和7年度に創設した「地域プラットフォーム形成・運営支援」によりを創設し、地域プラットフォームの形成に向けた伴走支援を実施するとともに、地域プラットフォーム設置後の課題解決に向けた伴走支援を実施する。 * 国土交通省と内閣府が連携し、9つの地方ブロック(北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄)に設置した産官学金がPPP/PFIに関する情報・ノウハウの横展開を図る活動の場をいう。	内閣府	内閣府	令和7年度から「地域プラットフォーム形成・運営支援」を創設し、地域プラットフォームの継続的・安定的な運営における課題の解決に向けた支援を実施した。地域プラットフォームを効果的な運用を促進するために「地域プラットフォーム設置・運用マニュアル」を令和7年5月に改定した。
60	PFI法に基づく手続等が、通常の公共事業に比して煩雑であるという意見があることから、行政と民間事業者の双方の負担軽減につながるよう、PFIの検討手続を効率化し、検討期間の短縮化を図る。	内閣府	内閣府	地方公共団体がPPP/PFIに取り組む上で課題となっている手続の煩雑さ、官民双方の負担の軽減、検討期間の長期化と入札不調・不落に対応するため、現行のPFI事業実施手続簡易化マニュアルの改定を検討中。PFI経験豊富な地方公共団体・民間企業・コンサルタント等とのWGでの議論や先行事例から、検討の期間短縮・手続の効率化ができるポイントを抽出し、PFI事業担当者が事業化検討・手続を効率的に実施する契機とすることを目的とする。
	【具体的取組】 i) ローカルPFIの推進			
61	①令和5年4月に策定・公表し、同年9月に手引の部分を追加した「PPP/PFI事業の多様な効果に関する手引・事例集」や、令和5年6月に事業者選定時の評価における地域企業の参画の有無、地域経済への貢献等の考慮を追記したプロセスガイドラインについて、令和4年10月に実施要領を策定した民間提案に対する加点措置と併せ、ローカルPFIの形成に活用されるべく周知する。また、多様な効果の定量的な評価枠組みの構築を進める。(令和5年度開始、令和6年度強化) <内閣府>	内閣府	内閣府	多様な効果を把握・評価できるよう手引・事例集を令和5年9月に公表しているが、多様な効果の位置付けや検討の方法、測定・計算方法等について整理し、事業化の各検討段階においてどのような検討を行うのか、事務の参考となるよう考え方や例を追記し、令和8年2月に改定。
62	②優先的検討において、事業の目的や性質に応じ、財政負担の縮減のみではなく、地域経済・社会への貢献等の多様な効果を評価することを促進するとともに、導入可能性調査への支援に際し、ローカルPFIの検討を一部要件化する。(令和5年度開始) <内閣府>	内閣府	内閣府	令和7年6月に優先的検討指針を改定し、多様な効果による評価に関する記載を追加するとともに、総務省と連名で地方公共団体に対して規程の策定及び運用に関する要請を行った。また、民間資金等活用事業調査費補助事業において、導入可能性調査として多様な効果の検討評価を実施することを要件化し、その一環として、ローカルPFIに関する検討を要請した。
63	③地域プラットフォームにおいて、機構や地域の経済団体等と連携し、ローカルPFIの理解促進、案件形成、地域企業の参画に資する取組の実施を促進する。(令和5年度開始) <内閣府>	内閣府	内閣府	地域プラットフォームが開催するセミナー等において、PFI推進機構と連携しながら、PPP/PFI事業の基礎的知識やローカルPFIに関する講演を実施し、地方公共団体や地域企業に対してローカルPFIの理解促進を行った。

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和8年3月末時点での取組状況(予定含む)
	ii) PPP/PFI手法の優先的検討等の推進			
64	①優先的検討規程について、指針を改定し、人口5万人以上の地方公共団体による策定を促す。特に、策定予定、策定中及び策定意向がある地方公共団体を除いた団体に対し、PPP/PFI事業への理解や優先的検討規程を策定のする機運を向上させる取組を実施する。また、人口20万人未満の地方公共団体へのPPP/PFI事業の導入が図られるよう、優先的検討規程の運用を支援する事業等を実施するとともに、特に人口10万人未満の地方公共団体については、先進的な取組を行う同規模の地方公共団体の事例の紹介を行う。(平成27年度開始) <内閣府>	内閣府	内閣府	令和7年6月に優先的検討指針を改定し、規程の策定を要請する対象を人口5万人以上の地方公共団体に拡大するとともに、総務省と連名で地方公共団体に対して規程の策定及び運用に関する要請を行った。 また、セミナー等で優先的検討規程策定の必要性等について周知を行った。 さらには、現在策定中の優先的検討規程策定・運用の手引において、小規模な地方公共団体における事例を充実させ、特に人口10万人未満の地方公共団体における機運醸成を図る予定。
65	②指針の改定に当たっては、急速に人口減少が進む中、一層の歳出の効率化、不足する地方公共団体職員の補完を図るため、PPP/PFI事業において民間事業者の参入を促進するには一定の事業規模を確保することが望ましいことから、優先的検討の開始時期において分野横断型PPP/PFI及び広域型PPP/PFIの検討を促進することを盛り込み、その趣旨に沿って優先的検討が行われるよう地方公共団体に周知するとともに、支援を強化する。(令和7年度開始) <内閣府>(2.(1)vi) ②再掲)	内閣府	内閣府	令和7年6月に優先的検討指針を改定し、分野横断型PPP/PFI及び広域型PPP/PFIの検討に関する記載を追加するとともに、総務省と連名で地方公共団体に対して規程の策定及び運用に関する要請を行った。
66	③指針の改定に当たっては、民間事業者が創出する多様な効果の検討・評価を促進すること及び対象事業の事業費の基準を下回る基準を柔軟に設定できることも盛り込み、これらの趣旨に沿って優先的検討が行われるよう地方公共団体に周知するとともに、支援を強化する。(令和7年度開始) <内閣府>	内閣府	内閣府	令和7年6月に優先的検討指針を改定し、多様な効果の検討評価に関する記載を追加するとともに、対象事業の事業費基準を下回る基準を柔軟に設定できることを明確化し、総務省と連名で地方公共団体に対して規程の策定及び運用に関する要請を行った。
67	④令和4年9月に運用の負担軽減等のため改定した「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」について、引き続き普及促進を図るとともに、指針の改定を踏まえて改定を検討する。(令和4年度開始、令和7年度強化) <内閣府>	内閣府	内閣府	優先的検討規程策定の手引及び同運用の手引について、令和7年6月の優先的検討指針の改定内容を踏まえるとともに、2つの手引の統合・再編を行い、令和8年3月までに公表予定。
68	⑤優先的検討規程の策定・運用状況については、毎年度調査を行い、結果を公表するとともに、負担軽減のための運用の簡素化を含め、優先的検討規程の実効性の向上に向けた見直しを促進する。(平成30年度開始、令和4年度強化) <内閣府>	内閣府	内閣府	優先的検討規程の策定・運用状況について調査を行い、令和7年10月に結果を公表した。 実効性向上に向けた取組についてセミナー等において随時情報発信を実施した。
69	⑥国、地方公共団体及び公共法人における優先的検討の対象事業や検討の状況について、民間事業者による提案・参画促進の観点から積極的な公表を促す。(令和4年度開始) <内閣府>	内閣府	内閣府	現在策定中の優先的検討規程策定・運用の手引において、優先的検討の結果公表の目的等について解説を記載し、積極的な公表を促進する予定。
70	⑦PPP/PFIの導入検討を各分野の交付金等において一部要件化した事業分野(公営住宅、下水道、都市公園*、一般廃棄物処理施設、浄化槽、農業集落排水、卸売市場、水道施設等、公立義務教育諸学校等、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設等、警察施設、工業用水道)について、着実に運用を実施する。(平成29年度開始、令和6年度強化) <国土交通省>(令和元年度開始) <環境省>(令和2年度開始) <農林水産省>(令和3年度開始) <文部科学省>(令和5年度開始) <経済産業省>また、一部要件化する事業分野の更なる拡大に向けて検討を行う。(令和2年度開始、令和4年度強化) <関係省庁> * 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の会場となる都市公園内のスポーツ施設におけるPFI事業の推進を図る。	国土交通省 環境省 農林水産省 文部科学省 経済産業省 関係省庁	国土交通省	【取組状況】 (公園) 都市公園分野では、人口20万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込まれる施設の整備を新たに実施する場合は、公募設置管理制度を含むPPP/PFI手法の導入に係る検討を了することを要件としているところ、本要件を着実に運用する。 また、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の会場となる都市公園内のスポーツ施設におけるPFI事業については、「PFI事業による国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の会場となる運動施設の整備」を、社会資本整備総合交付金の「特に重点配分を行う事業」として位置付け、推進を図っている。(都市局) (水道) 社会資本整備総合交付金等において、事業費10億円以上のものにおけるPPP/PFI手法の導入検討の要件化を行っており、着実に運用した。(上下審G) (下水) 社会資本整備総合交付金等において、人口20万人以上の地方公共団体における下水処理施設の改築にあたってのコンセッション導入検討の要件化や下水汚泥有効利用施設の新設にあたってのPPP/PFI導入の原則化を行っており、着実に運用した。(上下審G) (公営住宅) 地方公共団体に対し、先行事例の情報提供を行うとともに、各段階における取組に対する支援を引き続き行う(住宅局)。 【各分野での各交付金要件】 (公園)過年度同様、重点配分要件のまま・支援を継続(都市局) (下水)(水道)引き続き要件となっている。(上下審G) (公営住宅)公営住宅の建替え等において社会資本整備総合交付金等を活用する場合について、予算要綱により要件化(住宅局)
71	⑦PPP/PFIの導入検討を各分野の交付金等において一部要件化した事業分野(公営住宅、下水道、都市公園*、一般廃棄物処理施設、浄化槽、農業集落排水、卸売市場、水道施設等、公立義務教育諸学校等、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設等、警察施設、工業用水道)について、着実に運用を実施する。(平成29年度開始、令和6年度強化) <国土交通省>(令和元年度開始) <環境省>(令和2年度開始) <農林水産省>(令和3年度開始) <文部科学省>(令和5年度開始) <経済産業省>また、一部要件化する事業分野の更なる拡大に向けて検討を行う。(令和2年度開始、令和4年度強化) <関係省庁> * 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の会場となる都市公園内のスポーツ施設におけるPFI事業の推進を図る。	国土交通省 環境省 農林水産省 文部科学省 経済産業省 関係省庁	環境省	施設の広域化・集約化やPFIなど民間活用等について検討することを要件化した一般廃棄物処理施設整備事業について、引き続き適切に運用を実施するとともに、更なる取組としての産業廃棄物処理事業者を活用した官民連携に対する財政支援等について検討を進める。 PFI等の民間活用、大型浄化槽による共同化、公営企業会計の適用について検討することを要件化した公共浄化槽等整備推進事業について、令和5年3月改訂「公共浄化槽等整備・運営マニュアル」による検討支援を行うとともに、引き続き適切に運用を進める。

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和8年3月末時点での取組状況(予定含む)
72	<p>⑦PPP/PFIの導入検討を各分野の交付金等において一部要件化した事業分野(公営住宅、下水道、都市公園*、一般廃棄物処理施設、浄化槽、農業集落排水、卸売市場、水道施設等、公立義務教育諸学校等、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設等、警察施設、工業用水道)について、着実に運用を実施する。(平成29年度開始、令和6年度強化)〈国土交通省〉(令和元年度開始)〈環境省〉(令和2年度開始)〈農林水産省〉(令和3年度開始)〈文部科学省〉(令和5年度開始)〈経済産業省〉また、一部要件化する事業分野の更なる拡大に向けて検討を行う。(令和2年度開始、令和4年度強化)〈関係省庁〉</p> <p>* 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の会場となる都市公園内のスポーツ施設におけるPFI事業の推進を図る。</p>	国土交通省 環境省 農林水産省 文部科学省 経済産業省 関係省庁	農林水産省	<p>(農業・漁業集落排水) 令和2年度予算から、農山漁村地域整備交付金等を活用し、農業・漁業集落排水事業を実施する際に、PPP/PFIの導入を検討することを要件化し、着実に運用している。</p> <p>(卸売市場) 強い農業づくり総合支援交付金等を活用し、一定規模以上の卸売市場整備を実施する際に、PFIの導入を検討することを要件化し、着実に運用している。</p>
73	<p>⑦PPP/PFIの導入検討を各分野の交付金等において一部要件化した事業分野(公営住宅、下水道、都市公園*、一般廃棄物処理施設、浄化槽、農業集落排水、卸売市場、水道施設等、公立義務教育諸学校等、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設等、警察施設、工業用水道)について、着実に運用を実施する。(平成29年度開始、令和6年度強化)〈国土交通省〉(令和元年度開始)〈環境省〉(令和2年度開始)〈農林水産省〉(令和3年度開始)〈文部科学省〉(令和5年度開始)〈経済産業省〉また、一部要件化する事業分野の更なる拡大に向けて検討を行う。(令和2年度開始、令和4年度強化)〈関係省庁〉</p> <p>* 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の会場となる都市公園内のスポーツ施設におけるPFI事業の推進を図る。</p>	国土交通省 環境省 農林水産省 文部科学省 経済産業省 関係省庁	文部科学省	一部要件化の運用を引き続き着実に実施する。
74	<p>⑦PPP/PFIの導入検討を各分野の交付金等において一部要件化した事業分野(公営住宅、下水道、都市公園*、一般廃棄物処理施設、浄化槽、農業集落排水、卸売市場、水道施設等、公立義務教育諸学校等、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設等、警察施設、工業用水道)について、着実に運用を実施する。(平成29年度開始、令和6年度強化)〈国土交通省〉(令和元年度開始)〈環境省〉(令和2年度開始)〈農林水産省〉(令和3年度開始)〈文部科学省〉(令和5年度開始)〈経済産業省〉また、一部要件化する事業分野の更なる拡大に向けて検討を行う。(令和2年度開始、令和4年度強化)〈関係省庁〉</p> <p>* 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の会場となる都市公園内のスポーツ施設におけるPFI事業の推進を図る。</p>	国土交通省 環境省 農林水産省 文部科学省 経済産業省 関係省庁	経済産業省	工業用水道事業費補助金に係る令和10年度からの要件化実施を周知。
75	<p>⑦PPP/PFIの導入検討を各分野の交付金等において一部要件化した事業分野(公営住宅、下水道、都市公園*、一般廃棄物処理施設、浄化槽、農業集落排水、卸売市場、水道施設等、公立義務教育諸学校等、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設等、警察施設、工業用水道)について、着実に運用を実施する。(平成29年度開始、令和6年度強化)〈国土交通省〉(令和元年度開始)〈環境省〉(令和2年度開始)〈農林水産省〉(令和3年度開始)〈文部科学省〉(令和5年度開始)〈経済産業省〉また、一部要件化する事業分野の更なる拡大に向けて検討を行う。(令和2年度開始、令和4年度強化)〈関係省庁〉</p> <p>* 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の会場となる都市公園内のスポーツ施設におけるPFI事業の推進を図る。</p>	国土交通省 環境省 農林水産省 文部科学省 経済産業省 関係省庁	警察庁	「都道府県警察施設整備費補助金」の新規案件の要求に際し、PFI手法の導入を検討することを要件化している。
iii) 首長、地方議会等の機運醸成に向けた情報提供等				
76	<p>①首長、地方議会等のPPP/PFIに対する機運醸成を図るため、機構も協力して首長、地方議会等を対象としたセミナー等を実施する。</p> <p>特に、PFI事業の実績が無い又は少ない都道府県、地域プラットフォームが設置されていない都道府県に対して、国土交通省・機構と連携してトップセールスを実施する。(平成29年度開始、令和6年度強化)〈内閣府〉</p>	内閣府	内閣府 国土交通省	<p>(内閣府) 佐賀県はR8年1月、茨城県はR8年3月に地域プラットフォームを設置済み。兵庫県はR8年度中に地域プラットフォーム設置予定。未設置の2道県についても、令和8年度末までの設置を要請。</p> <p>(国土交通省) ・全国の地方公共団体の首長を対象とした、会議を東京で開催した。 ・内閣府・国土交通省・PFI推進機構が連携して、広域的な地域プラットフォームの形成が進んでいない都道府県の担当者等と打合せ(東京都・愛知県)およびヒアリング(大阪府・福岡県・茨城県)を行い、地域プラットフォームの設置を要請した。 ・さらに、大阪府と北海道にて地方ブロックプラットフォームのイベントを開催した。</p>
77	<p>②行政だけでなく民間事業者や住民それぞれにメリットをもたらすPPP/PFIの在り方など、本アクションプランの趣旨や内容に関する地方公共団体職員の理解増進及び機運醸成を図るため、全都道府県のPPP/PFI担当部局の課長級職員を集めた会議を開催するとともに、様々な機会を活用して地方公共団体への周知を徹底する。(令和6年度開始)〈内閣府、関係省庁〉</p>	内閣府 関係省庁	内閣府	<p>・令和7年6月16日に第2回全国都道府県・指定都市PFI担当者会議を開催。 ・地方議会の理解促進等を図るため、地方議会への専門家派遣が可能である旨について、自治体に対し事務連絡を発出。地方議会への勉強会を2回実施した(R7.4.21大津市議会、R8.2.5広島県安芸郡町議会議長連絡協議会予定)。 ・引き続き、説明会等を通じ、周知を実施する予定。</p>
78	<p>③地方公共団体、住民、民間事業者、金融機関等の様々な関係者が、PPP/PFIを導入することで得られる効果をそれぞれの立場で分かりやすく感じることができる説明ツールを開発する。(令和4年度開始)〈内閣府〉</p>	内閣府	内閣府	PFIの概要、効果及び身近な事例等について整理した初心者向けの説明資料をホームページに掲載した。
79	<p>④多くの地方公共団体の対象となり得る事業分野を中心に、PPP/PFIの参考となる事例を取りまとめた「PPP/PFI事業の多様な効果に関する手引・事例集(令和5年4月策定・公表)」を周知し、地方公共団体におけるPPP/PFIに対する理解の浸透と積極的な活用を図る。また、ホームページなどを活用し、より多くの事例の発信を行う。(令和3年度開始、令和4年度強化)〈内閣府〉</p>	内閣府	内閣府	多様な効果を把握・評価できるよう手引・事例集を令和5年9月に公表しているが、多様な効果の位置付けや検討の方法、測定・計算方法等について整理し、事業化の各検討段階においてどのような検討を行うのか、事務の参考となるよう考え方や例を追記し、改定を検討中。

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和8年3月末時点での取組状況(予定含む)
80	⑤PPP/PFI事業の中から先導的な優良事例を選定し、内閣府特命担当大臣等からその事例に対して表彰を行う「PPP/PFI事業優良事例表彰」を通じて、PPP/PFIの活用地域の拡大、活用対象の拡大及び民間事業者の創意工夫を図る。(令和6年度開始)＜内閣府＞また、表彰と連動し、PPP/PFIに関する国民、地方公共団体、民間事業者等への積極的な広報を行う。(令和6年度開始)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	PPP/PFIの活用拡大を図るため、令和6年度に表彰した10件のPPP/PFI優良事例を各種講演・セミナー等で周知した。
	iv) マニュアル等の整理・周知による地方公共団体の負担軽減			
81	①PPP/PFI事業の検討を支援するため、令和5年3月に改定した「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」を、VFM標準算定マニュアルの作成とあわせて整理するとともに、PFI事業組成時から検討を必要とする多様な効果の整理方法や評価方法を追加する。(令和4年度開始)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	VFM算定のマニュアルの内容について精査し、算定シートを作成中。 また、多様な効果を把握・評価できるよう手引・事例集を令和5年9月に公表しているが、多様な効果の位置付けや検討の方法、測定・計算方法等について整理し、事業化の各検討段階においてどのような検討を行うのか、事務の参考となるよう考え方や例を追記し、令和8年2月に改定した。
82	②期間満了PFI事業の事後評価の実施状況及びPFI事業の効果・課題を把握し、事後評価の実効性向上及び今後のPFI事業実施にいかすため、定期的に事後評価の実施状況の調査を行う。検証で得られた知見及び令和3年4月に改定した「PFI事業における事後評価等マニュアル」を周知し、期間満了後の検証のみならず、期間満了前の次期事業の検討にいかすほか、今後の事業方式の選定や事業内容の改善への活用を促す。また、事後評価結果の公表を促すとともに、地方公共団体等の負担軽減等の観点から、運用改善の検討を行う。(令和3年度開始、令和5年度強化)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	全国の地方公共団体を対象としたアンケート調査にて、期間満了もしくは満了直前の事業における事後評価の実施状況を確認した。 また、事後評価を実施した団体や、対象事業がありつつも実施しなかった団体に、事後評価の課題等について、ヒアリングを実施した。 事後評価等をホームページで公表している地方公共団体、事業を一覧化して、内閣府ホームページにて2月公表した。
83	③地方公共団体等がより適切にPFI事業の実施に係る各種契約書を作成できるよう、各種契約書案をエリアや事業分野別に整理したPFI契約書情報及び各種マニュアルを充実させ、周知する。(令和2年度開始、令和4年度強化)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	PFI標準契約及び契約ガイドラインの改正に向けて検討を行っている。また、物価上昇の影響への対応に当たり、地方公共団体等が地域や業務ごとに適した物価指数を採用できるように整理し、通知にて周知する予定。
84	④PFI導入の検討手続の効率化や検討開始から事業契約締結までの検討期間の短縮化、公募に係る提案資料の削減など、行政と民間事業者の双方の負担軽減につながる取組を検討する。(令和7年度開始)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	地方公共団体がPPP/PFIに取り組む上で課題となっている手続の煩雑さ、官民双方の負担の軽減、検討期間の長期化と入札不調・不落に対応するため、現行のPFI事業実施手続簡易化マニュアルの改定を検討中。 PFI経験豊富な地方公共団体・民間企業・コンサルタント等とのWGでの議論や先行事例から、検討の期間短縮・手続の効率化ができるポイントを抽出し、PFI事業担当者が事業化検討・手続を効率的に実施する契機とすることを目的とする。
	v) 専門的な人材の派遣、育成、活用の支援等			
85	①PPP/PFI事業の専門家、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する公共施設等運営事業の専門家及び地方公共団体等におけるPPP/PFIに係る業務経験が評価・認定された専門家の地方公共団体や地域プラットフォーム等への派遣によるPPP/PFI事業に関する情報提供、助言等の支援の実施について、更なる広報等の実施により具体的な案件形成に向けた取組を強化する。(平成28年度開始、令和4年度強化)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	セミナー等で、個別具体的な案件形成に関する相談だけでなく、首長・地方議会の理解促進に関する相談や民間提案制度の導入に関する相談などにも活用できることを周知し制度活用を促進した。
86	②国土交通大学校等の国の教育機関を活用し、実践的なカリキュラムを充実させる等により、PPP/PFI事業に関する知識を有する職員等を育成する。(平成28年度開始)＜国土交通省、内閣府＞	国土交通省 内閣府	国土交通省	【国交省】 国土交通大学校と連携し、PPP/PFIに関する研修を実施済

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和8年3月末時点での取組状況(予定含む)
	vi) 民間事業者・金融機関における案件形成支援			
87	①地域の課題・事情に通じている民間事業者や地域金融機関と継続的に意見交換を行い、PPP/PFIに取り組みやすい環境の整備に努め。また、様々な取組を通じた民間事業者や地域金融機関による案件形成を促進し、地域経済の発展に貢献する。(令和7年度開始) <内閣府>	内閣府	内閣府	地域の課題・事情に通じている地域金融機関16行と定期的な情報交換を実施するとともに、令和8年1月には機構と協働してさらに6行との意見交換を実施した。これらの場で把握した現場の課題や要望等を踏まえ、今後も地域金融機関や民間事業者がPPP/PFIに参画しやすい環境を整備し、地域経済の発展に寄与していく。
88	②機構は、地域におけるPFI事業で地域の民間事業者が主導的な役割を担うことができるよう、地域再生法に基づき付与されているコンサルティング機能も活用しつつ、PFIに係る知識や具体的案件への取組方法等の情報提供を行う。(平成28年度*開始) <内閣府> * 地域再生法におけるコンサルティング機能の付与は、同法の令和元年12月の改正によるもの。	内閣府	内閣府	機構において、地域再生法上のコンサルティング機能等を活用し、全国の各自治体の事業所管部署と意見交換を重ねた。案件形成に向けた具体的な協議は、品川区、奥尻町、岡山市、旭川市、伊勢崎市、横浜市、上三川町、広島県、土浦市、川崎市、秋田県、北海道警察等と実施した。 特に北海道警察とは、案件の検討と並行して、同警察からの要望に応える形で、地域の民間事業者を対象とした講演を実施した。「地域企業によるPFIへの参画」をテーマに、制度の知識や具体的案件への取り組み方法等の情報提供を行うことで、地域の事業者が主導的な役割を担える環境整備に努めた。
89	③機構は、地域金融機関等の職員に対し、PFIに係る金融実務の習得を目的としたオンライン開催を含めた研修を実施したり、プロジェクトファイナンス実務の初期の負担軽減を目的とした融資契約書の参考例を令和7年度中に作成し、順次提供したりするなど、地域金融機関等に対しリスク分析手法や契約実務に係るプロジェクトファイナンスのノウハウの移転を進め、地域人材の育成を図る。令和8年度までに機構がノウハウ移転を行った地域金融機関等が全ての都道府県において所在する状況を実現することを目指す。(令和4年度開始、令和7年度強化)	内閣府	内閣府	令和7年9月には、財務省主催の官民ファンド説明会(北海道・オンライン開催)において地域金融機関等に対し、機構との協働に係る広報活動を実施し、制度への理解と関心を高めた。 機構において、実務レベルの支援としては、地域金融機関の職員を対象とした「PPP/PFI実務者研修」や勉強会を順次開催した。北洋銀行、岩手銀行、福井銀行の実務担当者や、沖縄銀行の営業部門管理職らに対し、基礎知識からプロジェクトファイナンスを含む実践的な内容まで、ノウハウの移転を図った。 さらに、地域金融機関の実務負担軽減を目的として「標準的な契約書の参考例」を作成し、令和8年3月に機構ウェブサイトへ掲載する予定である。こうした直接的な研修実績と、全国からアクセス可能な実務ツールの提供を組み合わせることで、令和8年度末までの目標である「全都道府県におけるノウハウ移転」に向けた基盤を構築した。
	vii) 地方公共団体のPPP/PFI導入検討の財政支援等			
90	①地方公共団体がPPP/PFI導入検討に際し実施する導入可能性調査等の調査費用を支援する。特に、新たな活用モデルの形成への支援や、人口20万人未満の地方公共団体への支援を積極的に行う。(令和3年度*開始、令和4年度強化) <内閣府、関係省庁> * 令和3年度以前より、人口20万人以下の地方公共団体を対象に導入可能性調査等費用へ支援している交付金等も含む。	内閣府 関係省庁	内閣府	令和7年度予算の調査費補助事業において、人口20万人未満の4団体を採択(採択団体の総数は6団体)して支援を実施した。また、令和7年度補正予算についても、採択に当たっては人口20万人未満の団体に配慮のうえ支援を行う予定。
91	①地方公共団体がPPP/PFI導入検討に際し実施する導入可能性調査等の調査費用を支援する。特に、新たな活用モデルの形成への支援や、人口20万人未満の地方公共団体への支援を積極的に行う。(令和3年度*開始、令和4年度強化) <内閣府、関係省庁> * 令和3年度以前より、人口20万人以下の地方公共団体を対象に導入可能性調査等費用へ支援している交付金等も含む。	内閣府 関係省庁	国土交通省	地方公共団体等が実施する先導的な事業例として位置付けられる官民連携事業の導入に係る検討(22件)又は情報基盤の整備(3件)に要する調査委託について支援を実施。
92	②地域再生に資するプロジェクトとしてPPP/PFIの活用を図る地方公共団体の取組について、新しい地方経済・生活環境創生交付金等の支援措置により積極的に支援する。あわせて、地域プラットフォームや各種講演等を活用して周知するなど、積極的な活用を促す。(令和元年度開始) <内閣府>	内閣府 内閣府地方創生推進事務局	内閣府	地域プラットフォームや講演会等で周知し、制度活用を促進した。
93	②地域再生に資するプロジェクトとしてPPP/PFIの活用を図る地方公共団体の取組について、新しい地方経済・生活環境創生交付金等の支援措置により積極的に支援する。あわせて、地域プラットフォームや各種講演等を活用して周知するなど、積極的な活用を促す。(令和元年度開始) <内閣府>	内閣府 内閣府地方創生推進事務局	内閣府地方創生推進事務局	地域未来交付金について、令和7年度補正予算において1,000億円を確保した。また、令和8年度当初予算において1,600億円を確保予定。 <内閣府地方創生推進室/内閣府地方創生推進事務局>
94	③小規模な地方公共団体を中心に、PPP/PFIを発注する際に必要となるアドバイザー費用等の初期の財政負担が課題となっていることから、アドバイザー費用について、各分野の交付金等(水道、下水道、農業集落排水、公営住宅、浄化槽、水力発電施設、一般廃棄物処理施設、都市公園、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設、警察施設、公営水力、工業用水道等)* により適切に支援するとともに、交付金等による支援分野の拡大等を含めて、地方公共団体の取組が加速するようなインセンティブについて検討を行う。(令和2年度*開始) <内閣府、関係省庁> (令和5年度開始) <経済産業省> * 部分的な支援も含む。 * 令和2年度以前より、アドバイザー費用へ支援している交付金等も含む。	内閣府 関係省庁	内閣府	・R5に開始した「国による支援事業」について、R7年度も更新を行い地方公共団体に周知済、制度活用を促進。アドバイザー費用を支援する各省庁の交付金等について周知を行った。

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和8年3月末時点での取組状況(予定含む)
95	<p>③小規模な地方公共団体を中心に、PPP/PFIを発注する際に必要となるアドバイザー費用等の初期の財政負担が課題となっていることから、アドバイザー費用について、各分野の交付金等(水道、下水道、農業集落排水、公営住宅、浄化槽、水力発電施設、一般廃棄物処理施設、都市公園、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設、警察施設、公営水力、工業用水道等)*により適切に支援するとともに、交付金等による支援分野の拡大等を含めて、地方公共団体の取組が加速するようなインセンティブについて検討を行う。(令和2年度*開始)〈内閣府、関係省庁〉(令和5年度開始)〈経済産業省〉</p> <p>*部分的な支援も含む。 *令和2年度以前より、アドバイザー費用へ支援している交付金等も含む。</p>	内閣府 関係省庁	国土交通省	<p>【取組状況】 (公園) 都市公園分野では、社会資本整備総合交付金(都市公園・緑地等事業)の官民連携型公園計画策定調査において、官民連携による都市公園の整備・管理運営を推進することを目的とした調査(官民連携の事前調査としてのデータ収集分析、マーケットサウンディング調査、PPP/PFI事業の実施方針策定、事業者公募資料の検討等)を交付対象事業としており、当該事業による支援を行っている。(都市局) (水道) 補助金制度において、ウォーターPPPを導入しようとする地方公共団体に対し、導入可能性調査、資産評価、実施方針・公募資料作成、事業者選定等を支援した。(上下審G) (下水) 交付金制度等において、ウォーターPPPを導入しようとする地方公共団体に対し、導入可能性調査、資産評価、実施方針・公募資料作成、事業者選定等を支援した。(上下審G) (公営住宅) 地方公共団体に対し、先事例の情報提供を行うとともに、各段階における取組に対する支援を引き続き行う(住宅局)。 【各分野での各交付金要件】 (公園)過年度同様、重点配分要件のまま・支援を継続(都市局) (水道)(下水)引き続き実施されている。(上下審G) (公営住宅)令和8年度予算においても、小規模な地方公共団体等における公営住宅分野でのPPP/PFIの導入支援を継続予定(住宅局)。</p>
96	<p>③小規模な地方公共団体を中心に、PPP/PFIを発注する際に必要となるアドバイザー費用等の初期の財政負担が課題となっていることから、アドバイザー費用について、各分野の交付金等(水道、下水道、農業集落排水、公営住宅、浄化槽、水力発電施設、一般廃棄物処理施設、都市公園、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設、警察施設、公営水力、工業用水道等)*により適切に支援するとともに、交付金等による支援分野の拡大等を含めて、地方公共団体の取組が加速するようなインセンティブについて検討を行う。(令和2年度*開始)〈内閣府、関係省庁〉(令和5年度開始)〈経済産業省〉</p> <p>*部分的な支援も含む。 *令和2年度以前より、アドバイザー費用へ支援している交付金等も含む。</p>	内閣府 関係省庁	経済産業省	<p>・ウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFIの導入検討費用の支援を実施。</p>
97	<p>③小規模な地方公共団体を中心に、PPP/PFIを発注する際に必要となるアドバイザー費用等の初期の財政負担が課題となっていることから、アドバイザー費用について、各分野の交付金等(水道、下水道、農業集落排水、公営住宅、浄化槽、水力発電施設、一般廃棄物処理施設、都市公園、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設、警察施設、公営水力、工業用水道等)*により適切に支援するとともに、交付金等による支援分野の拡大等を含めて、地方公共団体の取組が加速するようなインセンティブについて検討を行う。(令和2年度*開始)〈内閣府、関係省庁〉(令和5年度開始)〈経済産業省〉</p> <p>*部分的な支援も含む。 *令和2年度以前より、アドバイザー費用へ支援している交付金等も含む。</p>	内閣府 関係省庁	農林水産省	<p>(農業・漁業集落排水) 令和2年度予算から、農山漁村地域整備交付金等を活用し、農業・漁業集落排水事業を実施する際に、PPP/PFIの導入を検討することを要件化し、その費用についても支援している。</p>
98	<p>③小規模な地方公共団体を中心に、PPP/PFIを発注する際に必要となるアドバイザー費用等の初期の財政負担が課題となっていることから、アドバイザー費用について、各分野の交付金等(水道、下水道、農業集落排水、公営住宅、浄化槽、水力発電施設、一般廃棄物処理施設、都市公園、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設、警察施設、公営水力、工業用水道等)*により適切に支援するとともに、交付金等による支援分野の拡大等を含めて、地方公共団体の取組が加速するようなインセンティブについて検討を行う。(令和2年度*開始)〈内閣府、関係省庁〉(令和5年度開始)〈経済産業省〉</p> <p>*部分的な支援も含む。 *令和2年度以前より、アドバイザー費用へ支援している交付金等も含む。</p>	内閣府 関係省庁	警察庁	<p>・PPP/PFIを発注する際に必要となるアドバイザー費用について、必要に応じて予算措置している。 ・R7.8.5福岡県警察学校PFI手法による整備検討業務を契約している。</p>

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和8年3月末時点での取組状況(予定含む)
	viii) 民間提案の積極的活用			
99	①民間事業者からの提案等を促進するため、地方公共団体におけるPPP/PFIに対応する統一的な窓口の設置やサウンディングの公募及び民間提案の事業リストの公開を促すとともに、地方公共団体の窓口設置や事業リスト公開等の情報を一覧化して公表し、随時更新する。また、性能発注の効果的な活用や民間提案の積極的な実施により、民間の創意工夫が発揮され、効率的、効果的な公共サービスの実現につながった事例等を収集し、事例集として取りまとめ公表すること等により、横展開を図る。(令和4年度開始、令和7年度強化) <内閣府>	内閣府	内閣府	・全国の地方公共団体の民間提案受付窓口や提案募集HP等を一覧として整理している「地方公共団体PPP情報リスト」について、時点更新を実施した。また同リストに、各地方公共団体のPPP/PFI所管部局・その連絡先を記載した。 ・性能発注が効果的に活用された優良事例について、地方公共団体や事業者へのヒアリングから得られた情報を整理し、事例集として公表した。 ・PFI法6条に基づく民間提案が行われた事業について、地方公共団体や事業者へのヒアリングから得られた情報を整理し、令和8年度に事例集として公表する予定。
100	②PPP/PFI事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な提案を促すため、令和4年10月に策定した「公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する実施要領」を周知するとともに、民間提案に対するインセンティブの付与等に先導的に取り組む地方公共団体を技術的に支援する事業等を実施する。また、公共施設等の管理者等による「PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル」の活用促進を図るとともに、民間提案の実施状況を定期的に調査し、民間提案制度の実効性をより高めるための検討を行う。(平成29年度開始、令和4年度強化) <内閣府>	内閣府	内閣府	・通年で実施している支援事業である「PPP/PFI専門家派遣制度」にて、「民間提案制度に係る受け入れ体制構築・インセンティブ付与方法・審査方法に関する相談」を受け付ける旨を明記し、申込のあった自治体に対して専門家を派遣した。 ・民間提案の実施状況について、全国の地方公共団体を対象とするアンケート調査にて確認した。
	ix) 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進			
101	①地方ブロックプラットフォーム等に国の出先機関や機構等が積極的に参画し、広域型の地域プラットフォーム形成・運営の優良事例等の情報共有や、形成が進んでいない都道府県との個別対話等を通じて、複数の地方公共団体・地域内外の金融機関・民間事業者等で構成される広域型の地域プラットフォームの形成・運営を支援し、遅くとも令和8年度までに全都道府県への展開を図る。あわせて、地域プラットフォームを活用した具体的な案件形成を促進するため、PPP/PFIに関する専門的知見やファシリテート能力を有する大学関係者(アカデミア)や専門家等の多様な有識者を地域プラットフォームの活動への参画を促進する。(平成29年度開始、令和6年度強化) <内閣府>	内閣府	内閣府	佐賀県はR8年1月、茨城県はR8年3月に地域プラットフォームを設置済み。兵庫県はR8年度中に地域プラットフォーム設置予定。未設置の2道県についても、令和8年度末までの設置を要請。
102	②地域プラットフォームを効果的に運用し、構想段階から継続的・安定的に官民対話を行って具体的な案件形成につなげるため、令和7年度から創設した「地域プラットフォーム形成・運営支援」、内容を充実させる「PPP/PFI地域プラットフォーム設置・運用マニュアル」、PPP/PFI専門家派遣制度等の活用による支援を行う。(令和6年度開始) <内閣府>	内閣府	内閣府	令和7年度から「地域プラットフォーム形成・運営支援」を創設し、地域プラットフォームの継続的・安定的な運営における課題の解決に向けた支援を実施した。 地域プラットフォームを効果的な運用を促進するため、令和7年5月に「地域プラットフォーム設置・運用マニュアル」を改定した。
103	③特に人口20万人未満の地方公共団体の地域プラットフォーム(地方ブロックプラットフォーム及び協定プラットフォームを含む。)への参画を促進する。このため、PPP/PFI専門家派遣制度や初期財政負担支援等の支援事業について積極的に周知を図るとともに、「PPP/PFI地域プラットフォーム設置・運用マニュアル」等の各種マニュアルの充実・活用により、特に人口20万人未満の地方公共団体に対して、PPP/PFI導入の意義・必要性を喚起する。(令和3年度開始、令和6年度強化) <内閣府、国土交通省>	内閣府 国土交通省	内閣府	各種支援事業実施中。(地プラ形成支援、協定PF支援、調査費補助事業) 令和7年5月に「地域プラットフォーム設置・運用マニュアル」を改定し、周知した。
104	④これまでの取組を通して地域プラットフォームが蓄積した効果的な運営ノウハウ等を踏まえ、「PPP/PFI地域プラットフォーム設置・運用マニュアル」の内容を充実する改定を行い、地域プラットフォームの形成及び効果的な運営を働きかける。(令和4年度開始) <内閣府、国土交通省>	内閣府 国土交通省	内閣府	令和7年5月に「地域プラットフォーム設置・運用マニュアル」を改定し、周知した。
105	⑤地域の課題・事情に精通している地域の民間事業者や地域金融機関が参画する協定プラットフォーム等に対して、PPP/PFI案件形成に向けた取組を支援する。(令和元年度開始) <内閣府、国土交通省>	内閣府 国土交通省	内閣府	協定プラットフォームに対して、具体的な案件形成などの取組について支援を行った。
106	⑤地域の課題・事情に精通している地域の民間事業者や地域金融機関が参画する協定プラットフォーム等に対して、PPP/PFI案件形成に向けた取組を支援する。(令和元年度開始) <内閣府、国土交通省>	内閣府 国土交通省	国土交通省	・スモールコンセッションプラットフォームにおいてスモールコンセッション形成推進事業への専門家からの助言や会員限定交流会によるマッチング支援を実施した。
107	⑥地域プラットフォームの実践ノウハウを有する専門家(現に地域プラットフォームに携わる者を含む。)や経験豊かな地方公共団体職員を既存の地域プラットフォームに派遣し、情報提供、助言等の支援を実施する。(平成28年度開始) <内閣府>	内閣府 国土交通省	内閣府	専門家派遣制度を通じて支援をしている。
108	⑦地方ブロックプラットフォーム等を積極的に活用し、地方公共団体・民間事業者におけるPPP/PFI事業の推進に関する国への施策ニーズの把握に努めるとともに、地域のインフラを支える地方公共団体の管理機能の確保やスモールコンセッションの推進等に向け、先進事例の横展開・官民対話の促進など地方公共団体の事業化検討の支援等を行う。(平成28年度開始、令和6年度強化) <内閣府、国土交通省>	内閣府 国土交通省	内閣府	ブロックプラットフォームにおいてサウンディングや、研修、各種セミナー等を実施した。
109	⑦地方ブロックプラットフォーム等を積極的に活用し、地方公共団体・民間事業者におけるPPP/PFI事業の推進に関する国への施策ニーズの把握に努めるとともに、地域のインフラを支える地方公共団体の管理機能の確保やスモールコンセッションの推進等に向け、先進事例の横展開・官民対話の促進など地方公共団体の事業化検討の支援等を行う。(平成28年度開始、令和6年度強化) <内閣府、国土交通省>	内閣府 国土交通省	国土交通省	地方ブロックプラットフォームにおいて官民対話イベント(4回)や、研修(2回)、各種セミナー(2回)等を実施した。 スモールコンセッションプラットフォームにおいて5回のイベントとして官民マッチング、視察ツアー、セミナー等を実施した。

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和8年3月末時点での取組状況(予定含む)
	(3)取組基盤の充実			
	【具体的取組】			
	i)情報の充実・情報活用機会の充実			
110	①令和7年2月に公表したPFI事業の基礎データベースを周知するとともに、引き続き関係省庁や機構等の協力を得ながら、PFIに関する情報の一元化と拡充に取り組む。あわせて、WEBサイトの充実や動画の活用など、参照しやすい形での発信を実施する。(令和4年度開始)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	内閣府PPP/PFI推進室のホームページについて、構成を変更し、見やすくする工夫を講じた。また、トップページに初心者向けの説明資料を掲載した。 国土交通省が開設したPPPポータルサイトについて、構成や記載内容について協力を行った。
111	②令和5年4月に策定・公表し、同年9月に手引の部分を追加した「PPP/PFI事業の多様な効果に関する手引・事例集」を広く発信し、各主体の取組意欲の向上やPPP/PFI導入時に期待する効果の「見える化」を促進する。また、多様な効果の定量的な評価枠組みの構築を行う。(令和4年度開始、令和6年度強化)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	多様な効果を把握・評価できるよう手引・事例集を令和5年9月に公表しているが、多様な効果の位置付けや検討の方法、測定・計算方法等について整理し、事業化の各検討段階においてどのような検討を行うのか、事務の参考となるよう考え方や例を追記し、令和8年2月に改定した。
112	③機構は、保有するノウハウ等を効果的に情報発信するため、WEBサイトの充実など広報活動の強化に取り組む。特にWEBサイトについては、掲載情報の質・量ともに改善を図り、参照しやすい形での情報発信を実施する。(令和4年度開始)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	令和6年に設置された「官民連携支援センター」の周知を図るため、機構ウェブサイト内に専用ページを設け、センターの役割や活動内容に加え、具体的なサポート事例を掲載するなど、利用者の視点に立った分かりやすい情報提供に努めている。 また、機構が事務局として参加する「川崎市PPPプラットフォーム」や「山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム」についても、リリース配信等を通じてタイムリーな情報提供を行うなど、地域における官民連携の機運醸成に取り組んでいる。
	ii)制度改善			
113	①民間事業者の創意工夫を促進する観点から、民間事業者等から受ける制度改善や推進施策に係る意見について、民間資金等活用事業推進委員会において対応を検討するとともに、必要に応じて、内閣府規制改革推進室及び内閣官房行政改革推進本部事務局とも連携した上で、制度所管省庁と協議・調整し、同制度や運用の改善に取り組む。(令和4年度開始)＜内閣府、内閣官房、関係省庁＞	内閣府 内閣官房 関係省庁	内閣府	民間事業者等からの意見を受けることの多い物価変動対応について、地方公共団体を対象に実態調査を実施し、民間事業者等の意見や地方公共団体における対応状況を踏まえて対応を検討。 物価変動については、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～(令和7年11月21日閣議決定)の趣旨を踏まえ、「PPP/PFI事業における物価変動の影響への対応について(通知)」を令和7年12月25日に発出した。また、実態調査の結果等を踏まえ、契約ガイドライン等の改正や通知の発出を行うべく検討を行っている。
114	②SPC(特別目的会社)株式の流動化は、民間事業者による早期の資金回収を可能とすることから、新規インフラ事業の取組促進につながることや、地域企業も含めた多様な民間事業者の参画が容易となることで、公的負担の軽減や地域活性化等にもつながるものと考えられるため、PFI事業の更なる促進に資する。また、インフラ資産が生み出す安定した利益を年金基金や地域住民等へ幅広く還元する仕組みは有効であると考えられる。このため、株式等流動化の意義等や、株式譲渡及び債権流動化の進め方等を盛り込んだガイドラインの周知を図り、株式等流動化の促進に向けた環境の整備を行う。(令和2年度開始)＜内閣府、関係省庁＞	内閣府 関係省庁	内閣府	当該内容を記載している公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン、契約に関するガイドラインの周知を引き続き行う。
115	③物価上昇が続いている中、引き続き民間事業者が適正な利益を得られる環境の構築に努めるとともに、令和7年中を目途にPPP/PFI事業を実施中又は実施を検討している地方公共団体等を対象に実態調査を行う。(令和6年度開始)＜内閣府＞	内閣府 関係省庁	内閣府	令和7年10月に地方公共団体を対象に実態調査を行い、その結果を2月の事業推進部会において公表。
116	④事業期間においても民間事業者が所有権を保持することにより、機動的な施設改修等において民間事業者の創意工夫が発揮しやすい等のメリットがあるBOT方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、税制特例措置の適用期限を令和12年3月まで5年間延長したところであり、BOT方式を採用する案件の形成促進に向けて、アンケート調査の機会等を活用し、BOT方式のメリット等の普及啓発に努めるとともに、地方公共団体や民間事業者における検討状況や本税制特例の適用ニーズの把握を進める。(令和6年度開始)＜内閣府＞	内閣府	内閣府	令和7年6月に実施したPPP/PFIの実施状況等調査において、BOT方式の実施状況及びBOT税制の認知・活用状況についてアンケートを実施し、ニーズの把握と共に、BOT税制に関する周知を行った。

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和8年3月末時点での取組状況(予定含む)
	(4)株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用			
117	<p>【具体的取組】</p> <p>① 機構は、新たなPFI活用モデルの形成において、先導的事例の形成、必要な情報収集、案件発掘を支援する。また、上下水道分野のウォーターPPPの案件形成推進に向けて内閣府、国土交通省と連携し、ウォーターPPPを検討している地方公共団体に対して検討の状況、課題等の調査や助言・情報提供等の支援を実施するとともに、そこで取得した課題や助言事例等を地方公共団体や民間事業者等が参加する協議会等で情報共有する。(令和4年度開始、令和7年度強化)〈内閣府、国土交通省〉</p>	内閣府 国土交通省	内閣府	<p>機構において、新たなPFI活用モデルの形成に向け、アリーナ・競技場(5件)、運輸(1件)、斎場(4件)、分野横断型(8件)、ローカルPFI(1件)、スモールコンセッション(3件)と多角的な案件に対し、意見交換・情報提供を通じた支援を実施した。老朽化対策として注力するウォーターPPPにおいては、当室や国土交通省と連携し、48の地方公共団体との意見交換を通じて導入検討や案件形成を後押ししたほか、流域下水道の広域型スキーム構築に向けた普及促進に尽力した。また、国の「ウォーターPPP検討会議」に有識者として参画し、延べ170自治体の議論を実務面からサポートするとともに、「水分野のPPP/PFI推進会議」での講演や意見交換を通じて現場が直面する課題の把握に努めた。これらの広範な活動から得られた知見をガイドラインの策定委員として検討のプロセスに活かすなど、実務と制度の両面から普及促進に貢献している。</p>
118	<p>【具体的取組】</p> <p>① 機構は、新たなPFI活用モデルの形成において、先導的事例の形成、必要な情報収集、案件発掘を支援する。また、上下水道分野のウォーターPPPの案件形成推進に向けて内閣府、国土交通省と連携し、ウォーターPPPを検討している地方公共団体に対して検討の状況、課題等の調査や助言・情報提供等の支援を実施するとともに、そこで取得した課題や助言事例等を地方公共団体や民間事業者等が参加する協議会等で情報共有する。(令和4年度開始、令和7年度強化)〈内閣府、国土交通省〉</p>	内閣府 国土交通省	国土交通省	<p>機構と連携して、「水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議」で、ウォーターPPPに関する支援事例等を地方公共団体や民間事業者等に情報共有した。</p>
119	<p>②機構は、官民連携支援センターを活用することにより、本アクションプランの3.(2)に掲げる重点分野における事業件数10年ターゲットの進捗の加速化等に向け、案件発掘段階から事業実施段階までの様々な局面において、PPP/PFI事業の経験が無い市町村を含む地方公共団体や民間事業者等に対する各種サポートを行うなど、コンサルティング機能を複数年かけて具体的かつ継続的に実施する。具体的には、対応人員を増員する等体制強化を行い、国の支援制度を活用した地方公共団体等へのフォローアップや地方公共団体等との協定による連携強化、VFMの作成支援等を行う。また、民間事業者と地方公共団体や関係省庁との仲介機能を担うことで、実務上の個別課題の解決に向けた調整を引き続き実施する。(平成28年度開始、令和7年度強化)〈内閣府〉(2.(1)iv)⑧再掲)</p>	内閣府	内閣府	<p>官民連携支援センターの体制を2名から7名へと増員し、コンサルティング機能の強化を図った。具体的な支援活動としては、内閣府の専門家派遣制度との連携や地域金融機関との協働、地域プラットフォームへの運用支援等を通じて、前年度からの継続支援先を含む約90地方公共団体(約80件の事業)に対し、意見交換を実施するとともに、VFMの作成支援等を含む案件形成支援を行った。こうした継続的な支援を通じて個別課題の調整を図ることで、事業件数10年ターゲットの進捗に寄与している。また、地方公共団体等との連携を強化するため、旭川市、伊勢崎市および地域金融機関3行(足利銀行、埼玉りそな銀行、岩手銀行)と新たに連携協定を締結した。</p>
120	<p>機構は、地方公共団体等の能力・取組意欲の向上や案件形成に向け、首長等の意思決定層への働きかけや地域プラットフォームの全国的な展開、地域プラットフォームにおけるノウハウ提供など、地方公共団体と連携して積極的に関与する。(令和4年度開始)〈内閣府〉</p>	内閣府	内閣府	<p>機構において、地方公共団体の官民連携を推進すべく、富山県、松江市、八代市、宮崎市、日置市、白子町の首長等に対し、官民連携の推進に向けた直接的な働きかけを実施した。また、地域プラットフォームとの連携では、川崎市や群馬県、埼玉県、宇都宮市の事務局会議へ参加するほか、22の地域プラットフォームと運営面の課題等について意見交換を行い、うち7つの地域プラットフォームでは、講演等を通じて専門ノウハウを提供した。さらに、旭川市および伊勢崎市と「PPP/PFIの推進に係る連携協定」を締結するなど、一歩踏み込んだ組織的な連携体制の構築を強化している。</p>
121	<p>⑦リスクマネーの「呼び水」としての機構の出融資を最大限活用し、案件形成プロセスの早期の段階から牽引役としての役割を果たし、重点分野に掲げる公共施設等運営事業の着実な実現を図るとともに、PPP/PFI手法導入優先的検討規程や公共施設等総合管理計画の本格的な運用を開始する地方公共団体を中心に収益型事業を推進する。(平成28年度開始)〈内閣府〉</p>	内閣府	内閣府	<p>機構において、融資を実行した愛知県新体育館のほか、岡山市(アリーナ事業)や富山・鳥取・松山の各空港、国立競技場、新秩父宮ラグビー場、有田川町(温浴施設)、宮古島市(平良庁舎)等の案件に関与している。自治体への伴走支援や関係者との意見交換を重ねることで、公共施設等運営事業をはじめとする収益型事業の案件形成に貢献している。</p>
122	<p>⑧公共施設等運営事業を推進する地域金融機関、民間機関投資家等の関係者との協議を継続するとともに、案件の形成支援と資金の供給を通じて、全国各地において多様な分野で多数の収益型事業に対して安定的に民間資金が供給されるような環境の整備に寄与することにより、民間インフラファンドの組成を推進する。(平成28年度開始)〈内閣府〉</p>	内閣府	内閣府	<p>民間インフラファンドの組成を促進するため、令和7年12月、三菱商事株式会社の完全子会社である丸の内インフラストラクチャー株式会社が組成した「ダイヤモンドインフラストラクチャー投資事業有限責任組合」に対し、支援決定を行った。本案件への支援を通じて、多様な分野における収益型事業への民間資金供給を後押しするとともに、引き続き関係者との連携を密にし、民間インフラ投資市場の成熟と発展に貢献していく。</p>

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和8年3月末時点での取組状況(予定含む)
	3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標			
	(2)重点分野と目標			
	ii)各重点分野における取組			
123	①空港 原則として全ての空港への公共施設等運営事業の導入を促進するものとし、令和8年度までに3件の具体化を目標とする。さらに、令和13年度までに10件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策に取り組む。〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	4件の具体化(但馬空港で運営開始、富山空港で実施契約締結、鳥取空港で事業者選定、松山空港で資産調査開始)
124	・民間委託空港状況フォローアップ会議の提言を踏まえ、コロナ禍を踏まえたリスク分担条項(プロフィット・ロスシェアリング条項、無利子貸付条項等)の新設等について、案件ごとに、実施契約への反映を検討する。(令和4年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	今後の案件に向けてリスク分担条項の新設等について具体的な検討を行っている。
125	・公共施設等運営事業における混合型スキームの導入の優良事例・効果について、情報を収集・発信する。(令和4年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	採算性の低い空港所在自治体を訪問し、混合型コンセッションを導入することにより経営一体化、民間の資金及びノウハウの活用が可能となることを説明した。
126	・空港における公共施設等運営事業への理解を深めるための導入効果等の情報発信や働きかけを、地方公共団体と連携・協力の下、積極的に行う。(令和4年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	地方公共団体や業界団体等主催の講演会への参加や、先行案件の提案概要、取組と成果等の公表を通じて、空港コンセッションの仕組みや効果等について発信した。
127	・地方公共団体等に対し、公募手続に係る知見の提供、関心のある企業等の紹介、調査費の支援等を積極的に行う。(令和4年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	コンセッション未導入の地方管理空港所在自治体を訪問し、先行案件の取組みや効果、国の支援制度等の紹介を行った。
128	・公共施設等運営事業を推進するための個別施策に関し、進捗状況を「見える化」する。(平成29年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	先行案件の公募書類等を公表している。
129	・公共施設等運営事業者の創意工夫が十分に発揮されるよう規制の緩和や合理化を進める。(平成28年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	定期的に行っている運営権者との打合せにおいて、規制の緩和や合理化について意見を伺っている。
130	②水道 令和4年度から開始した水道分野初の公共施設等運営事業である宮城県の取組は他地域における公共施設等運営事業の活用の有力な先例となることから、関係省庁が一丸となって着実な事業実施を支援する。	国土交通省	国土交通省	宮城県企業局と情報共有を行い、着実な事業実施を支援した。
131	令和8年度までに5件の具体化(取組の結果、公共施設等運営事業以外の手法となった場合も含む。)を目標とする。さらに、ウォーターPPPの活用を目指し、令和13年度までに100件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	目標達成に向け、ウォーターPPPガイドラインの取りまとめ、地方公共団体や民間事業者向けの説明会の開催、個々の地方公共団体における導入検討の伴走支援等に取り組んだ。
132	・水道施設や事業経営に係るデータを整理・調査し、水道事業の持続性・脆弱性に関する実態を把握し課題を整理し、地方公共団体へ働きかけを実施する。(令和4年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	「水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議」等において、水道事業におけるデータ及び課題を踏まえた官民連携の導入について、地方公共団体へ働きかけを実施した。
133	・作成・公表した宮城県の事例を参考にした公共施設等運営事業の契約書及び要求水準書のひな形を周知する。(令和4年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	公共施設等運営事業の契約書及び要求水準書のひな形をウェブページにて周知した。
134	・令和5年度から拡充された官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する支援事業(官民連携等基盤強化推進事業)を周知し、活用を促進する。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	「水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議」等において、官民連携等基盤強化推進事業について周知し、活用を促進した。
135	・水道の整備等に係る国費支援に関して、PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め適切な提案を採択することを要件化することについて、令和4年度の検討結果に基づき、令和5年度より運用を開始する。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	PPP/PFIの導入に関して民間提案を求めて適切な提案を採用する要件を導入し、運用を開始した。
136	・ウォーターPPPの検討に対する国費支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定することについて、令和5年度の検討結果に基づき、令和6年度より周知する。(令和5年度開始、令和6年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	ウォーターPPPの検討に対する国費支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定することとし、「水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議」等において周知した。

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和8年3月末時点での取組状況(予定含む)
137	・ウォーターPPPの導入検討費用に関して、下水道等の他分野、他地方公共団体との連携等を前提とした導入検討については、引き続き、上限額を引き上げた国費による定額支援を行う。(令和5年度開始、令和6年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	ウォーターPPPの導入検討費用に関して、他分野、他地方公共団体との連携等を前提とした導入検討については、上限額を引き上げた国費による定額支援を引き続き行った。 ・令和7年度補正予算においては、質の高い案件(他分野、他地方公共団体との連携もしくはコンセッション事業)を検討している地方公共団体に対し重点的に支援を行った。
138	・上下水道一体のウォーターPPP内の更新等整備費用に対し、令和6年度より国費支援の重点配分を行う。(令和6年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	上下水道一体のウォーターPPP内の更新等整備費用に対し、国費支援の重点配分を行うことについて、地方公共団体に周知し、運用した。
139	・水道事業に公共施設等運営事業を含むウォーターPPPを活用することにより民間事業者のノウハウを導入することが、広域化と併せ水道事業の長期的な健全性の確保にとって有効な方策であることについて、広域化を契機としてPPP/PFIを活用している事例を含め、国が率先して示すことにより、地方公共団体によるウォーターPPP等の民間活用を強力に後押しする。(平成30年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	「水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議」等において、広域連携を活かした官民連携に関する事例について、周知した。
140	・水道分野における公共施設等運営事業を含むウォーターPPP等の検討促進や住民不安の解消を目的とし、全国各地で水道分野における官民連携推進協議会等を活用した啓発活動を実施する。(平成29年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	「水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議」等において、公共施設等運営事業を含むウォーターPPP等に関する情報を周知した。
141	・水道事業における公共施設等運営制度の運用について、水道施設運営権の設定に係る国土交通大臣の許可に関する審査についての基本的な考え方を定めた「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」等の周知を促進する。(平成30年度開始、令和4年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	「水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議」等を活用し、ガイドライン等について周知した。
142	・水道分野において官民連携の活用に取り組む地方公共団体に対しては、案件形成に向けて事業スキームの検討や他分野を含めた先進的な取組事例に関する情報提供や助言等により継続的な支援を行う。(平成29年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	「水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議」等において、地方公共団体に対して、他分野を含めた先進的な取組事例に関する情報提供を行った。
143	③下水道 下水道分野では、下水道処理施設の9割以上で民間委託、3割程度でPPP/PFIが導入されるなど、官民連携が進んでいるところであるが、より一層民間事業者の経営ノウハウの導入による持続可能性の確保等を図る観点から、公共施設等運営事業の活用を目指し、令和8年度までに6件の具体化を目標とする。さらに、ウォーターPPPについて、令和13年度までに100件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	・目標達成に向け、ウォーターPPPガイドラインの改訂、地方公共団体や民間事業者向けの説明会の開催、個々の地方公共団体における導入検討の伴走支援等に取組んだ。
144	・下水道の整備等に係る国費支援に関して、PPP/PFIの導入に関する民間提案を求め適切な提案を採用することを要件化することについて、令和4年度の検討結果に基づき、令和5年度から運用開始する。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	国費支援を受けようとする各地方公共団体が、PPP/PFIの導入に関する民間提案に対する受付窓口を設置した。
145	・汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。このことについて、地方公共団体に周知し、ウォーターPPPの導入検討の促進を図る。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	地方公共団体に要件化の内容を周知し、ウォーターPPPの導入検討の促進を図った。 地方公共団体に対して、要件化に関する意見交換を行った。 「令和8年度予算の編成等に関する建議(R7.12.2)」において、「単一市町村ごとの委託による小規模案件の乱立は非効率であり、事業の広域化を妨げてしまう可能性にも留意しなければならない。現在、複数の地方公共団体でウォーターPPPの導入検討が進んでいるが、アクションプランの改訂もあわせ、経営の広域化など、効率化を前提とした制度設計を促していくべきである。」と示されたところ。
146	・公共施設等運営事業内での改築等整備費用に対し、令和5年度より国費支援の重点配分を行う。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	国費支援の重点配分を行うことについて、地方公共団体に周知し、運用した。
147	・ウォーターPPPの導入検討費用に関して、水道等の他分野、他地方公共団体との連携等を前提とした導入検討については、引き続き、上限額を引き上げた国費による定額支援を行う。(令和5年度開始、令和6年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	他分野、他地方公共団体との連携等を前提とした導入検討について、上限額を引き上げた国費による定額支援を行った。 ・令和7年度補正予算においては、質の高い案件(他分野、他地方公共団体との連携もしくはコンセッション事業)を検討している地方公共団体に対し重点的に支援を行った。
148	・上下水道一体のウォーターPPP内の改築等整備費用に対し、令和6年度より国費支援の重点配分を行う。(令和6年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	・上下水道一体のウォーターPPPの改築等整備費用に対し、令和6年度より国費支援の重点配分を行うことについて、地方公共団体に周知し、運用した。
149	・ウォーターPPPの具体的な案件形成に向けて、地方公共団体に対し、「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版」、当該ガイドラインに追加した上下水道一体の契約書例等を周知するとともに、技術的な助言を行う。また、モデル都市の課題整理、スキーム検討、効果分析等を支援し、成果の全国発信・横展開を図る。(平成28年度開始、令和7年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	ウォーターPPPの具体的な案件形成に向けて、地方公共団体に対し「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版」及び当該ガイドラインに追加した上下水道一体の契約書例等を周知するとともに、技術的な助言を行った。 国交省が選定した7件のモデル都市を対象に、課題整理、スキーム検討、効果分析等の支援を実施した。

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和8年3月末時点での取組状況(予定含む)
150	「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」をオンラインで開催するなど、地方公共団体が参加しやすい形で情報共有や意見交換を図る。また、「ウォーターPPP分科会」を設置し、地方公共団体間の意見交換、有識者による助言等を通じ、ウォーターPPPの導入を支援する。さらに、「民間セクター分科会」を通じ、民間事業者の視点からも、PPP/PFIの先進事例の効果・メリットを積極的に発信するとともに、両分科会の連携により、官民の相互理解を深める。(平成29年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	地方公共団体及び民間事業者を対象に「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」と「民間セクター分科会」を統合した「水分野のPPP/PFI(官民連携)推進会議」(官民連携推進会議)をオンライン併用で開催するなど、官民が参加しやすい形で情報共有や意見交換を図り、官民それぞれの視点からPPP/PFIの先進事例の効果・メリットを積極的に発信し、官民の相互理解を深めた。 また、地方公共団体を対象に「ウォーターPPP分科会」及び「モニタリング小分科会」を開催し、地方公共団体間の意見交換、有識者による助言等を通じウォーターPPPの導入を支援した。
151	先行的に公共施設等運営事業を開始した浜松市、須崎市、宮城県及び三浦市の着実な事業実施を支援するとともに、実施方針を策定した宇部市の着実な事業開始を支援する。具体的に検討を進めているその他の地方公共団体に対しても、技術的な助言等を実施する。(平成28年度開始、令和7年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	浜松市、須崎市、宮城県及び三浦市へ技術的な助言等の支援を行った。
152	・PPP/PFIの導入を推進する観点から、財務や経営の「見える化」を推進するため、経営に関する指標について地方公共団体間で比較できる情報を提供する。(平成29年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	最新の経営に関する指標を国交省HPに掲載した。
153	④道路 交通ターミナルについて、公共施設等運営事業をはじめとする地域活性化等に資するPPP/PFIの活用を推進するため、令和8年度までに7件の具体化及び公共施設等運営事業1件の事業実施を目標として取り組む。	国土交通省	国土交通省	品川駅、新潟駅、近鉄四日市駅、神戸三宮駅、呉駅、札幌駅の6件を具体化。近鉄四日市駅、神戸三宮駅において実施方針を公表。神戸三宮駅において実施契約を締結予定。
154	・品川駅、追浜駅、新潟駅、近鉄四日市駅、神戸三宮駅、呉駅、札幌駅について、交通事業者等の関係機関と調整しつつ、道路管理者である国が主体となって具体化に取り組む。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	品川駅、新潟駅、近鉄四日市駅、神戸三宮駅、呉駅、札幌駅の6件を具体化。近鉄四日市駅、神戸三宮駅において実施方針を公表。神戸三宮駅において実施契約を締結予定。
155	また、交通ターミナルをはじめとする道路分野全体(他分野との連携含む。)として、PPP/PFIの活用について、令和13年度までに60件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	52件を具体化
156	・愛知県道路公社における公共施設等運営事業の先行事例について、その成果等を情報収集しつつ、情報提供をはじめとした横展開を図る。(平成28年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	愛知県道路公社の先行事例について、PPP/PFI推進施策説明会で情報提供を行うなど、横展開を図る。
157	・高速道路のSA・PA等の施設については、民間資金の活用を図るといった観点から、PFI手法等の活用に向けた検討を行う。また、下関北九州道路については、エリア単位でのPFIの活用も視野に検討する。(令和5年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	【SA・PA】実施候補箇所のマーケットサウンディングを開始 【下関北九州道路】PFI等のスキームを検討
158	・直轄駐車場については、効率的な維持管理・運営や駐車場利用者の利便性向上のため、公共施設等運営事業の具体化に向けた検討を行う。(令和6年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	・令和7年3月に実施方針及び要求水準書(案)を公表。 ・令和7年8月に実施方針及び要求水準書(案)に対する質問回答を公表。
159	⑤スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等) 令和4年度から公共施設等運営事業の活用に向けた取組を抜本的に強化し、令和8年度までに10件の具体化を目標とする。さらに、令和13年度までに40件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。〈文部科学省〉	文部科学省	文部科学省	・令和8年度まで及び令和13年度までの目標等に向け引き続き必要な施策等を実施。
160	スタジアム・アリーナに係るコンセッション事業活用ガイドライン及びスタジアム・アリーナ改革ガイドブック(第3版)を周知するとともに、引き続き最新情報を収集しつつ、拡充を検討する。(令和4年度開始、令和7年度強化)〈文部科学省、内閣府〉	文部科学省 内閣府	文部科学省	最新情報を収集するとともに、ガイドブックの周知を実施。
161	・地方公共団体等に対して、公共施設等運営事業を含むPPP/PFI手法の導入の検討状況を把握するための調査を定期的に実施し、地方公共団体の意向を踏まえつつ公共施設等運営事業の候補案件をリストアップし、トップセールスをはじめとする案件候補の掘り起こしを重点的に実施する。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈文部科学省〉	文部科学省	文部科学省	地方公共団体等に対する説明会等の開催を通じて、公共施設等運営事業を含むPPP/PFI手法の導入を促進。
162	・地方公共団体によるスポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)の整備等における公共施設等運営事業の導入に関して、具体的な構想・計画の策定やアドバイザー経費に対する支援を行う。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈文部科学省〉	文部科学省	文部科学省	・以下の事項を当初予算要求に計上 ●スポーツコンプレックス推進事業(構想・計画及びまちづくりとの連携支援)における支援 ●学校施設環境改善交付金でのアドバイザー経費の補助対象経費
163	・スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)における公共施設等運営事業の活用拡大に向け、導入可能性調査や整備等に活用が可能な交付金等(新しい地方経済・生活環境創生交付金、社会資本整備総合交付金、都市構造再編集集中支援事業等)において、スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)を重点対象に定めるなど、必要な支援等を行う。(令和4年度開始)〈内閣府、国土交通省〉	内閣府地方創生推進事務局 国土交通省	地方創生推進事務局	地域未来交付金について、令和7年度補正予算において1,000億円を確保した。また、令和8年度当初予算において1,600億円を確保予定。〈内閣府地方創生推進室/内閣府地方創生推進事務局〉
164	・スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)における公共施設等運営事業の活用拡大に向け、導入可能性調査や整備等に活用が可能な交付金等(新しい地方経済・生活環境創生交付金、社会資本整備総合交付金、都市構造再編集集中支援事業等)において、スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)を重点対象に定めるなど、必要な支援等を行う。(令和4年度開始)〈内閣府、国土交通省〉		国土交通省	・社会資本整備総合交付金の「官民連携型公園計画策定調査」や「都市公園等事業」により、地方公共団体の取組を調査から整備まで一貫して支援を実施。 ・引き続き、地方公共団体の要望を踏まえ、必要な支援等を実施。

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和8年3月末時点での取組状況(予定含む)
165	<p>・スポーツ施設(スタジアム・アリーナ等)の具体的な案件形成やスポーツコンプレックス*の推進に向けて、関係府省と連携しながら、支援パッケージや事例集の周知を図るなど、説明会等において地方公共団体等への働きかけを積極的に実施するとともに、地方公共団体等の積極的な導入検討を促進するため、セミナーの開催や相談窓口の開設等を実施する。(平成28年度開始、令和5年度強化)〈文部科学省〉</p> <p>*スポーツコンプレックスとは、単なるスポーツ施設単体でなく、より一層地域の活性化につながるよう、まちづくりとして推進すべく、以下の要素を意識しながら、十分なエリアとしてのマネジメントの下、他の施設やインフラ等とともに、総合的・複合的な整備・活用の進展を図るものである。 ①異競技の集合化、②異分野の複合化、③まちづくりとの連携による、各種政策目標の実現</p>	文部科学省	文部科学省	<p>・説明会や講演等での周知 ・相談窓口の開設</p>
166	<p>⑥文化・社会教育施設 令和4年度から公共施設等運営事業等の活用に向けた取組を抜本的に強化し、令和8年度までに10件の具体化を目標とする。さらに、令和13年度までに35件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。〈文部科学省〉</p>	文部科学省	文部科学省	<p>・令和8年度まで及び令和13年度までの目標等に向け引き続き必要な施策等を実施。</p>
167	<p>・地方公共団体等に対して、公共施設等運営事業を含むPPP/PFI手法の導入の検討状況を把握するための調査を定期的実施し、地方公共団体の意向を踏まえつつ公共施設等運営事業の候補案件をリストアップし、トップセールスをはじめとする案件候補の掘り起こしを重点的に実施する。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈文部科学省〉</p>	文部科学省	文部科学省	<p>■文化庁 地方公共団体等に対する勉強会等の開催を通じて、地方公共団体の意向を確認し、案件候補の掘り起こしを実施。 ■文部科学省 社会教育施設のPFI活用等を検討する自治体に対する相談窓口を設置し、課題の聞き取り、案件候補の掘り起こしを実施。</p>
168	<p>・文化・社会教育施設の整備等における公共施設等運営事業を含むPPP/PFI手法の導入を促進するため、導入可能性調査等の検討経費への支援や専門家による伴走支援を行う。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈文部科学省〉</p>	文部科学省	文部科学省	<p>■文化庁 地方公共団体等に対する専門家による伴走支援(現地派遣、ウェブ相談会、メールでの質問対応)や、補助金の交付等の支援事業を実施。 ■文部科学省 地方公共団体等に対する専門家による伴走支援(現地派遣、ウェブ相談会、セミナー、メールでの質問対応)を実施。</p>
169	<p>・公共施設等運営事業の活用推進に向け、先行事例を基にノウハウ等の横展開を図り、また、令和4年度に策定・公表した実施契約書・要求水準書等のひな形について、地方公共団体への資料提供等を進める。(令和4年度開始)〈文部科学省〉</p>	文部科学省	文部科学省	<p>■文化庁 実施契約書・要求水準書等のひな型をHPで公表済み。伴走支援を通じ、先行事例をもとにノウハウ等の横展開を実施。 ■文部科学省 社会教育施設のPFI活用等に関する専用HPの開設や自治体向けセミナーの開催などにより、先行事例やノウハウの周知・横展開を実施。</p>
170	<p>・文化・社会教育施設における公共施設等運営事業を含むPPP/PFI手法の活用拡大に向け、導入可能性調査や整備等に活用が可能な交付金等(新しい地方経済・生活環境創生交付金、社会資本整備総合交付金、都市構造再編集集中支援事業等)において、文化・社会教育施設を重点対象に定めるなど、必要な支援等を行う。(令和4年度開始)〈内閣府、国土交通省〉</p>	内閣府地方創生推進事務局 国土交通省	地方創生推進事務局	<p>地域未来交付金について、令和7年度補正予算において1,000億円を確保した。また、令和8年度当初予算において1,600億円を確保予定。〈内閣府地方創生推進室/内閣府地方創生推進事務局〉</p>
171	<p>・文化・社会教育施設における公共施設等運営事業を含むPPP/PFI手法の活用拡大に向け、導入可能性調査や整備等に活用が可能な交付金等(新しい地方経済・生活環境創生交付金、社会資本整備総合交付金、都市構造再編集集中支援事業等)において、文化・社会教育施設を重点対象に定めるなど、必要な支援等を行う。(令和4年度開始)〈内閣府、国土交通省〉</p>	内閣府地方創生推進事務局 国土交通省	国土交通省	<p>引き続き、地方公共団体の要望を踏まえ、必要な支援等を実施。</p>
172	<p>・文化・社会教育施設の具体的な案件形成を推進するため、関係府省と連携しながら、支援パッケージや事例集の周知を図るなど、地方公共団体等への働きかけを積極的に実施するとともに、地方公共団体等の積極的な導入検討を促進するため、セミナーの開催や相談窓口の開設等を実施する。(平成28年度開始、令和5年度強化)〈文部科学省〉</p>	文部科学省	文部科学省	<p>■文化庁 関係省庁と連携しながら、支援パッケージや事例集の周知を図り、説明会等において地方公共団体等への働きかけを積極的に実施。 ■文部科学省 社会教育関連の主管課長会議等において、PFIや公共施設等運営についての説明を実施。また、社会教育施設のPFI活用等を検討する自治体に対する相談窓口やセミナーを実施。</p>

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和8年3月末時点での取組状況(予定含む)
173	⑦大学施設 令和8年度までに5件の具体化を目標とする。さらに、従来型のPPP/PFI事業も含め、令和13年度までに40件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。〈文部科学省〉	文部科学省	文部科学省	令和8年度までに5件の具体化を目標とし、さらに、従来型のPPP/PFI事業も含め、令和13年度までに40件の具体化を目指すため、引き続き必要な施策等を実施。
174	・収益を伴う施設の整備事業について、公共施設等運営事業等の推進のため、導入可能性調査の実施経費への支援や施設整備に対する一部補助などにより、国立大学法人等の取組を支援する。また、更なる取組事例等の周知等、積極的な取組を進める。(令和4年度開始、令和6年度強化)〈文部科学省〉	文部科学省	文部科学省	国立大学法人等向け説明会を開催(2回)、地域ブロック会議で検討を要請中(7回)。国立大学法人等に対する需要調査(整備予定)を通じて、案件候補の掘り起こしを実施。導入可能性調査の実施経費への支援を実施(1件)。令和8年度概算要求において、施設整備に対する一部補助に関する予算を要求中。
175	・施設整備補助の交付に際し、令和4年度より原則としてPFIの実施を要件化した一定規模を超える新築・改築事業の円滑な実施や着実な事業開始に向けて、国立大学法人等に対する伴走支援を行うなど、取組を着実に進める。(令和4年度開始、令和6年度強化)〈文部科学省〉	文部科学省	文部科学省	国立大学法人等向け説明会を開催(2回)、地域ブロック会議で検討を要請中(7回)。一定規模を超える新築・改築事業の円滑な実施に向けて、伴走支援を実施。
176	12か所の国営公園等、利用料金の設定された公園における公共施設等運営事業の導入を令和8年度までに2件を目標に検討する。その他の都市公園では165公園でPark-PFIが活用され、136公園で活用を検討中であるところ、引き続き官民連携手法の多様化に取り組む。さらに、令和13年度までに、公共施設等運営事業等により公園全体を対象とした民間活用について30件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策に取り組む。〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	国営公園等の利用料金の設定された公園における公共施設等運営事業の導入を、令和8年度までに2件を目標に検討中。
177	・国営公園においては、広域的な見地から設置され、概成している公園の中から設定された公共施設等運営事業のモデルとなる公園について、サウンディング調査による民間事業者のニーズ等を踏まえ、事業の具体化に向けた検討を行う。また、これらの状況を踏まえ、他の公園における導入についても引き続き検討する。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	国営備北丘陵公園、国営讃岐まんのう公園をモデル公園として、サウンディング調査による民間事業者のニーズ等を踏まえ、事業の具体化に向けた検討を行い、令和8年度の公募に向け実施方針の公表、特定事業の選定を行った。
178	・公園全体での民間活用の拡大に向け、令和5年度から創設された官民連携による公園の整備・管理運営のための調査を含め、地方公共団体の取組を調査から整備まで一貫して支援するとともに、令和4年度に策定・公表した事例集やノウハウ等を記したガイドラインを活用し、横展開等を図る。(令和4年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	社会資本整備総合交付金の「官民連携型公園計画策定調査」や「都市公園等事業」により、地方公共団体の取組を調査から整備まで一貫して支援を実施。ガイドラインについては令和7年5月30日に更新し周知。
179	⑨MICE施設 公共施設等運営事業の実現にはMICE需要と事業者の体力の回復を待つ必要があるが、具体化に向けた検討の支援は着実にすることとし、令和8年度までに10件の具体化を目標とする。さらに、従来型のPFI事業も含め、令和13年度までに30件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	5年件数目標については、計15件において取組が進められており、うち5件が具体化している。10年ターゲットについては、計19件において取組が進められており、うち9件が具体化している。
180	・地方公共団体に専門家を派遣し、PFI事業・公共施設等運営事業方式(混合型を含む。)導入に向けた課題の調査を実施するとともに、MICE施設運営に関わる民間サウンディング等を容易にするため、サウンディングパートナー企業の拡充などプラットフォームの充実を図る。(令和4年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	PFI事業・公共施設等運営事業方式(混合型を含む。)導入の具体化に向けて3施設への支援調査を行うとともに、プラットフォームの充実に向けて、導入メリット等の情報整理や質問事例集等、掲載情報の拡充を図る予定。

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和8年3月末時点での取組状況(予定含む)
181	⑩公営住宅 公営住宅の建替・集約化においては、低所得者の居住の安定を図ることを前提としつつ、民間事業者の経営手法や創意工夫を活用することにより管理運営の効率化と資産価値の向上を図るとともに、余剰地の有効活用等を通じて収益化を目指すことが重要であることから、今後についても、公共施設等運営事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業の具体化に向け、引き続き重点分野とし、支援を実施する。	国土交通省	国土交通省	地方公共団体に対し、先行事例の情報提供を行うとともに、各段階における取組に対する支援を引き続き行う。
182	令和8年度までに10件の具体化(実施契約締結)を目標とする。さらに、従来型のPFI事業も含め令和13年度までに100件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	公的不動産の利活用に係る事業の具体化については、令和7年度までに24件が達成予定。従来型のPFI事業も含めた具体化については、令和7年度までに59件が達成予定。
183	・公営住宅の建替・集約化に際して、公共施設等運営事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業を積極的に活用し、公的負担の抑制に資する具体的な案件形成を進められるよう、先行事例の情報提供の横展開を図るほか、基本構想、基本計画の策定や導入可能性調査等の各段階において地方公共団体を支援する。(平成28年度開始、令和5年度強化)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	地方公共団体に対し、先行事例の情報提供を行うとともに、各段階における取組に対する支援を行った。
184	⑪クルーズ船向け旅客ターミナル施設 公共施設等運営事業及び国際旅客船拠点形成港湾制度事業を活用し、令和8年度までに3件の具体化を目標とする。さらに、令和13年度までに10件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	2025年12月時点で合計3件の具体化が実現し、2026年3月末までに追加で1件の具体化、計4件の具体化が見込まれている。
185	クルーズの再興に向け、「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」をキーワードに本格回復を図り、我が国の経済成長・地域活性化につなげるため、政府の関係部局が連携して引き続き必要な支援を実施する。(令和2年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	港湾での賑わいの促進を総合的に推進するため、官民連携によるクルーズ船向け旅客ターミナルとみなと緑地PPP等との連携を検討する。
186	⑫公営水力発電 カーボンニュートラルの実現等に向けて、再生可能エネルギーの一つである公営水力発電においても、老朽化した施設を適切に更新・改修することでその機能を最大限発揮していくことが求められ、民間資金等を活用していくことが重要である。このため、引き続き重点分野とし、支援を実施する。なお、公営水力発電は民間代替性が高い分野であることから、経営効率化の手法は公共施設等運営事業をはじめ、民営化・民間譲渡も選択肢として含まれ、事業者が個々の事情を勘案して最適な方法を選択していくことが重要である。これを踏まえ、今後の経営の在り方の検討(公共施設等運営事業に加え、民営化・民間譲渡等を含む。)が令和8年度までに少なくとも3件行われることを目指す。さらに、令和13年度までに20件の発電施設において、経営の在り方の検討が行われることを目指す。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。〈経済産業省〉	経済産業省	経済産業省	・公共施設等運営事業によるPFI事業の導入を前提とした水力発電開発地点の導入可能性調査に対する補助事業を実施した。
187	・公共施設等運営事業によるPFI事業の導入を前提とした水力発電開発地点の導入可能性調査に対する補助事業を計上し、新設の小水力発電も含め、地方公共団体における検討、移行を支援する。(平成30年度開始、令和5年度強化)〈経済産業省〉	経済産業省	経済産業省	・継続的な補助事業の実施を図る。
188	・鳥取県営水力発電の先行事例について、他の公営水力発電事業への適用拡大を図るため、情報提供をはじめとした横展開を図る。(令和3年度開始)〈経済産業省〉	経済産業省	経済産業省	・各企業局の状況を把握するとともに、引き続き講習会等において情報の横展開を実施。

No.	本文	担当府省庁	回答省庁	令和8年3月末時点での取組状況(予定含む)
189	⑬工業用水道 ウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFIを活用し、民間事業者の創意工夫による良質なサービスの提供、収入の増加や経費の縮減による財政負担の軽減を図る。足下では令和8年度までに3件とした具体化に向けた目標は達成したことから、引き続き、令和13年度までに25件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。＜経済産業省＞	経済産業省	経済産業省	ウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFIについて、令和6年度末時点の実績である10件から1件増加し、令和7年度末時点では11件の具体化を達成する見込み。
190	・工業用水道施設の強靱化事業の国費支援に関して、一定の事業規模を満たす事業に対し、ウォーターPPPの導入を令和10年度以降に要件化する。要件化に向け、地方公共団体等に周知し、ウォーターPPPの導入検討の更なる促進を図る。(令和5年度開始)＜経済産業省＞	経済産業省	経済産業省	工業用水道施設の強靱化事業の国費支援に関して、一定の事業規模を超える事業に対し、ウォーターPPPの導入を令和10年度以降要件化する旨を、官民連携推進会議や地域懇談会等にて、地方公共団体等に周知を実施。
191	・地方公共団体におけるウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFIの導入検討費用を支援する。(令和5年度開始)＜経済産業省＞	経済産業省	経済産業省	・ウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFIの導入検討費用の支援を実施。 ・令和8年度も継続して、ウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFIの導入検討費用を支援するため、予算要求を実施。
192	・先行的に取り組む事業者へのヒアリング等を通じた導入効果や課題の整理を行うとともに、地方公共団体等へのウォーターPPP導入に向けた伴走支援を実施する。(令和3年度開始、令和6年度強化)＜経済産業省＞	経済産業省	経済産業省	・先行的に取り組む事業者へのヒアリング等を通じた導入効果や課題の整理を行うとともに、地方公共団体へのウォーターPPP導入に向けた伴走支援を実施。 ・令和8年度も継続して、ウォーターPPP導入に向けた伴走支援を実施するため、予算要求を実施。
193	・全国各地で官民連携推進協議会や地域懇談会等を活用し、ウォーターPPPについて情報提供を行うとともに、トップセールスを含めたウォーターPPP等の導入検討を促進するための啓発活動を実施する。(令和3年度開始、令和5年度強化)＜経済産業省＞	経済産業省	経済産業省	国土交通省と共催により4地域において官民連携推進会議を開催するとともに、経済産業省としても全国6ブロックで地域懇談会を開催し、ウォーターPPPの情報提供等の啓発活動を実施。
194	・デジタル技術を用いて、広域化と民間活用を一体的に推進する事業モデルについて周知し、地方公共団体等における導入検討を促進する。(令和4年度開始)＜経済産業省＞	経済産業省	経済産業省	・調査事業で創出した事業モデルを官民連携推進協議会や地域懇談会等にて地方公共団体等へ周知を実施。 ・工業用水道事業費補助金において、デジタル技術や民間活用の導入費用の一部を補助対象として支援を実施。 ・工業用水道事業費補助金において、デジタル技術や民間活用の導入費用の一部を補助対象として支援を実施中。
195	⑭自衛隊施設 自衛隊施設のアクションプランについては、各駐屯地・基地等の施設の再配置・集約化等の整備に当たり、PFIやECI等と包括的民間委託を組み合わせた最適な民間活用手法を適用することによる「防衛省版PPP」を推進し、令和8年度までに20件の具体化を目標とする。さらに、令和13年度までに50件の具体化を狙う。これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。＜防衛省＞	防衛省	防衛省	R7年度予算で11件分の導入可能性調査を実施中。
196	PFI手法導入に向け、海上自衛隊横須賀教育隊や防衛医科大学校病院等の整備について、検討を引き続き進める。(令和6年度開始)＜防衛省＞	防衛省	防衛省	PFI導入の検討を引き続き進めている。
197	・駐屯地・基地等を対象とした防衛省版PPPへの適用性の検討及び過去のPPP/PFI導入事例を参考に防衛省版PPPの導入検討を円滑に実施できるよう、令和6年度中に基本的方針(事業スキーム、事業範囲、官民のリスク分担等)の検討結果を取りまとめる。(令和6年度開始)＜防衛省＞	防衛省	防衛省	基本的方針案の作成に向けて業務委託等を行い情報収集中。
198	・基本的方針を踏まえ、順次、地区ごとに導入可能性調査を実施し、防衛省版PPPの導入に向けた取組を着実に進める。(令和6年度開始)＜防衛省＞	防衛省	防衛省	R8年度予算において、9件分の導入可能性調査の費用を要求。